

津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(松阪税務署長)

令和2年10月1日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	澤 由美 松井 淑子
同補佐人税理士	田代 和生
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	松阪税務署長 村田 智也
同指定代理人	黒木 裕貴 澤本 裕貴 水野 文仁 北村 剛 東海林 岳史 岡田 貴幸 加藤 唯菜 遠藤 由敬 宮地 康太

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が、原告に対して、平成27年3月12日付けでした平成19年分の所得税の更正処分のうち総所得金額450万円、納付すべき税額8万9500円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が、原告に対して、平成28年3月11日付けでした次の各処分をいずれも取り消す。
 - (1) 平成20年分の所得税の更正処分のうち総所得金額500万円、納付すべき税額7万8500円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (2) 平成21年分の所得税の更正処分のうち総所得金額500万円、納付すべき税額9万5300円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分

- 3 処分行政庁が、原告に対して、平成29年1月16日付けでした次の各処分をいずれも取り消す。
- (1) 平成22年分の所得税の更正処分のうち総所得金額600万1217円、納付すべき税額24万9800円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
 - (2) 平成23年分の所得税の更正処分のうち総所得金額579万9800円、納付すべき税額33万9700円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分
 - (3) 平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額550万円、納付すべき税額25万3700円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (4) 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額395万2611円、納付すべき税額13万0400円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分
 - (5) 平成23年1月1日から平成23年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の納付すべき税額につき100万5700円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額につき25万1400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
 - (6) 平成24年1月1日から平成24年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の納付すべき税額につき95万3000円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額につき23万8200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
 - (7) 平成25年1月1日から平成25年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の納付すべき税額につき47万7200円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額につき11万9300円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要等

1 事案の概要

処分行政庁は、平成27年から平成29年にかけて、原告自身が経営する事業について、所得税ないし消費税の正しい申告をせず、国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）の「隠ぺい」又は「仮装」の行為、同法70条4項（以下、断りのない限り、令和2年法律第8号による改正前のもの。）の「偽りその他不正の行為」が認められるとして、原告に対し、平成19年ないし平成25年分の所得税（平成25年分は復興特別所得税（以下、所得税と併せて「所得税等」という。）を含む。）の各更正処分並びにこれに係る重加算税及び過少申告加算税（平成22年分及び平成23年分に限る。）の各賦課決定処分を行うとともに、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの課税期間、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの課税期間及び平成25年1月1日から平成25年12月31日までの課税期間（以下、それぞれの課税期間を「平成〇年課税期間」などといい、これらを併せて「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分並びにこれに対する過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、上記の各処分を「本件各処分」という。）を行った。

本件は、原告が、原告自身は事業を経営しておらず、同事業による収益ないし対価は原告に帰属しないから、処分行政庁主張の「隠ぺい」及び「仮装」の行為並びに「偽りその他不正の行為」はいずれも存しないとして、本件各処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令等

(1) 通則法

ア 重加算税

過少申告加算税の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する（同法68条1項）。

イ 過少申告加算税

期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき、納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する（同法65条1項）。

ウ 国税の更正等の期間制限

更正又は決定は、その更正又は決定に係る国税の法定申告期限から5年を経過した日以後においては、することができない（同法70条1項1号）。

令和2年法律第8号による改正前の通則法70条4項は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等は、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる（同条4項1号。平成27年法律第9号による改正前の通則法70条4項も上記部分つき同旨。）。

(2) 所得税法

ア 事業所得

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で、政令で定めるものから生ずる所得をいい、その金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする（同法27条）。

イ 実質所得者課税の原則

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する（同法12条）。

(3) 所得税基本通達（実質所得者課税の原則（所得税法12条）関係）

事業から生ずる収益を享受する者が誰であるかは、その事業を営んでいると認められる者（事業主）が誰であるかにより判定する（12-2）。

(4) 消費税法

ア 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する（同法4条1項）。

イ 法律上資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であって、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、この法律の規定を適用する（同法13条1項。地方消費税につき、地方税法72条の79に同内容

の規定がある。)

(5) 消費税基本通達（資産の譲渡等に係る対価を享受する者の判定）

事業に係る事業者が誰であるかは、資産の譲渡等に係る対価を実質的に享受している者が誰であるかにより判定する（4-1-1）。

3 前提事実（争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア i

i は、平成10年11月頃から、当初は個人事業として鉄道軌道保守工事（以下「軌道工事」という。）について、j 株式会社（以下「j」という。）及び株式会社E（以下「E」という。）を主要な取引先として事業を行い、平成25年7月●日には、株式会社iとなった（以下、平成10年11月頃以降の個人事業であるiと、株式会社iを併せて「i」ということがあり、iにおける事業を「本件事業」という。ただし、後記5（1）の争点（1）のとおり、法人成りする前（とりわけ平成19年から平成25年）の個人事業の主体が原告か否かは争いがある。)

イ 原告ら

(ア) 原告（昭和●年●月●日生）は、平成10年11月以降、本件事業に従事し、平成25年に株式会社iが設立された時から平成29年5月1日に至るまで、同社の代表取締役を務めていた者である。

(イ) 乙（昭和●年●月●日生。以下「乙」という。）は、原告の父であり、株式会社iの設立時から、同社の取締役を務め、平成29年5月1日からは、同社の代表取締役を務める者である。乙は、昭和50年1月6日から平成17年12月まで、軌道工事等を業とするF株式会社（以下「F」という。）で正社員として勤務していた。

(ウ) 丙（昭和●年●月●日生。以下「丙」という。）は、乙の妻であり（原告は、丙のことを「おふくろ」と呼んでいるものの、丙と原告の間に血縁関係はない。）、平成10年11月頃から、本件事業に係る請求書の発行や、経費の支払等の入出金の管理等といった経理事務に従事し、株式会社iの設立時から取締役を務める者である。また、丙には、実子として丁（以下「丁」という。）がいる。（取締役につき、甲3、「また」以下につき、弁論の全趣旨）

(エ) 戊（昭和●年●月●日生。以下「戊」という。）は、原告の妻（平成11年9月5日婚姻）であり、丙の経理事務の補助を行うとともに、株式会社iの設立時から取締役を務める者である。（取締役につき、甲3）

(オ) 原告及び戊と、乙及び丙とは、住居及びその生計を異にしている。

(2) 更正処分に至る経緯

ア 確定申告の状況

(ア) 所得税

丙は、原告の平成19年ないし平成25年分の所得税等として、別紙3の別表1「課税の経緯（所得税等）」の「確定申告」欄のとおり、確定申告をした。

(イ) 消費税

丙は、原告の本件各課税期間の消費税等として、別紙3の別表2「課税の経緯（消費税等）」の「確定申告」欄のとおり、確定申告（以下、上記（ア）の確定申告と併せて

「本件各申告」という。)をした。

イ 調査

処分行政庁は、平成26年8月29日、原告の平成23年から平成25年までの所得税に係る税務調査を開始した。名古屋国税局査察部は、同年12月16日、原告の所得税法違反嫌疑事件についての査察調査を開始し、原告は、捜査を受けたが、同嫌疑を理由に起訴されることはなかった。

ウ 本件各処分

(ア) 処分行政庁は、平成27年3月12日付けで、原告に対し、別紙3の別表1「課税の経緯(所得税等)」の「更正処分及び賦課決定処分」欄のとおり、平成19年分の所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分(乙1参照)をした。

(イ) 処分行政庁は、平成28年3月11日付けで、原告に対し、別紙3の別表1「課税の経緯(所得税等)」の「更正処分及び賦課決定処分」欄のとおり、平成20年分及び平成21年分の所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分(乙5, 6参照)をした。

(ウ) 処分行政庁は、平成29年1月16日付けで、原告に対し、別紙3の別表1「課税の経緯(所得税等)」の「更正処分及び賦課決定処分」欄のとおり、平成22年分ないし平成25年分の所得税等の更正処分及び重加算税並びに平成22年分及び平成23年分の過少申告加算税の賦課決定処分をするとともに、別紙3の別表2「課税の経緯(消費税等)」の「更正処分及び賦課決定処分」欄のとおり、平成23年課税期間ないし平成25年課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(乙10、11、13ないし17参照)をした(以下、上記各賦課決定処分を「本件各賦課決定処分」といい、上記各更正処分を「本件各更正処分」という。)

エ 本訴に至る経緯

(ア) 原告は、平成27年5月7日、処分行政庁に対し、平成19年分の所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分(上記ウ(ア))について異議申立て(乙2参照)をしたが、処分行政庁は、同年8月3日付けで、原告の異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定(乙3参照)をした。原告は、平成27年9月2日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求(乙4参照)をした。

(イ) 原告は、平成28年5月2日、処分行政庁に対し、平成20年分及び平成21年分の所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分(上記ウ(イ))について異議申立て(乙7参照)をしたが、処分行政庁は、同年7月29日付けで、原告の異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定(乙8参照)をしたため、原告は、平成28年8月25日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求(乙9参照)をした。

(ウ) 原告は、平成29年3月29日、国税不服審判所長に対し、平成22年分ないし平成25年分の所得税ないし所得税等の更正処分及び重加算税、平成22年分及び平成23年分の過少申告加算税並びに平成23年課税期間ないし平成25年課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(上記ウ(ウ))を不服として、審査請求(乙12)をした。

(エ) 国税不服審判所長は、これに対し、同年7月25日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決(乙18、19参照)をし、原告は、同年8月8日、裁決書を受領した。(裁決書受領日につき、弁論の全趣旨)

(オ) 原告による本訴の提起

原告は、平成30年2月2日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

(3) 被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性

本件各処分の根拠及び適法性についての被告の主張は、別紙1「本件各更正処分の根拠及び適法性」及び別紙2「本件各賦課決定処分の根拠及び適法性」記載のとおりであり、原告は、後記4の争点に関する部分を除き、本件各処分の適法性を争っていない。(弁論の全趣旨)

4 争点

- (1) 本件事業の収益ないし対価の帰属
- (2) 「隠ぺい」又は「仮装」の行為の有無
- (3) 「偽りその他不正の行為」の有無

5 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)(本件事業の収益ないし対価の帰属)

(被告の主張)

事業所得に対する所得税及び消費税は、当該事業から生ずる収益ないし当該課税資産の譲渡等の対価の帰属者が納税義務者であり、これについては、その事業を経営している者が誰であるかによって判定すべきである。そして、この判定に当たっては、名義は実体を表象するのが通常であることに鑑みれば、名義人に帰属することが事実上推定され、これが相違していることを主張する者において、名義が実体と相違しており、名義人とは異なる者が実体上その帰属先であることを示す特別の事情を主張立証する必要がある。そして、次の各点に鑑みれば、本件事業の収益ないし対価は原告に帰属している。

ア 本件事業の実態

(ア) 原告及び乙の就業状況

原告は、平成10年11月に事業を開始した当初から本件事業に専従し、iが平成25年に株式会社となった際には、代表取締役役に就任している。一方、乙は、平成17年12月まではFの正社員として勤務していたのであり、乙の繁忙状況からすると、本件事業を遂行することはできなかった。

(イ) iの従業員関係

原告は、iの従業員の採用や管理等の業務のほか、外注先の手配や現場における指揮監督を行っていた。また、原告の従業員や取引先の関係者は、原告がiの経営者であると認識しており、原告、乙及び丙も、税務調査の当初は、原告がiの経営者であることを認めていた。

イ 本件事業における名義等

(ア) 原告名義での確定申告

原告は、平成11年分から平成25年分までの本件事業に係る事業所得について、自己を事業主として確定申告をするとともに、本件事業に係る消費税に関する届出についても、平成12年3月15日に原告名義で行っている。

(イ) 本件事業に必要な行政上の許可

本件事業に必要な行政上の許可の申請は、iが個人事業の間、いずれも原告名義で行われ、これに対する許可処分についても、原告ないし原告を代表者とするiに対して行

われている。

(ウ) 本件事業上の契約関係

i とその主要な取引先である j 及び E との間の軌道工事の請負契約は、i が個人事業の間、原告が取引先の担当者と交渉を行った上で、原告名義で締結されている。また、本件事業の主たる取引先に対する代金の請求についても、原告の名義で行われ、その代金は、原告名義の株式会社 G 銀行（以下「G 銀行」という。）の口座（以下、原告名義の G 銀行愛宕町支店の総合口座（口座番号●●●●）を「本件口座 1」といい、原告名義の G 銀行本店営業部の総合口座（口座番号●●●●）を「本件口座 2」といい、これらを併せて「本件各口座」という。）に振り込まれており、下請への支払も本件各口座を用いて行われている。

ウ 本件事業に係る収支の管理状況

本件事業の収益は、i が個人事業の間、いずれも本件各口座で管理されていたほか、i の従業員に対する給与の支払等も、本件各口座を用いて行われていた。本件各口座は、浪費癖のある原告のために丙が専ら本件事業に管理・利用していたものであり、原告にその預金債権が帰属するものである。

エ 本件事業に必要な資産の調達

原告は、平成 20 年頃、本件事業に使用する三重県松阪市内の土地（以下「本件土地」という。）を取得するに当たって、G 銀行と融資交渉を行い、借入れを受けた上で、自らの名義で本件土地を購入し、原告の名義による所有権移転登記を具備している。また、原告は、本件事業に使用する重機（以下「本件重機」という。）についても、平成 23 年頃、f（以下「f」という。）との間で保証委託契約を締結した上で、G 銀行から借入れを受けて購入している。

オ まとめ

以上のことからすると、本件事業については、いずれも原告の責任と計算の下に行われており、原告は、形式面においても、実質面においても、本件事業を経営している者であるといえ、本件事業による収益ないし対価は原告に帰属している。

(原告の主張)

本件事業は、次の各点からすると、乙が営んでいた事業であるというべきであるから、本件事業による収益ないし対価は、乙に帰属する。

被告は、原告において、名義人とは異なる者が実体上帰属先であることを示す特別の事情を主張立証する必要がある旨主張するが、所得税法 12 条の実質所得者課税の原則の下、名義だけで所得の帰属が事実上推定されるということは税法の解釈として誤りである。

ア 本件事業の実態

(ア) 原告及び乙の就業状況

i は、平成 10 年 11 月頃、乙が創業をした事業であり、取引先からの連絡も一次的には、乙に対して行われていた。原告は、乙が創業した i の業務に従事していたにすぎず、i の創業後、i の主たる取引先との交渉や営業活動を行っていたのは乙である。本件事業の取引先の関係者らも、i の代表者名義が原告であるとしても、i の実質的な代表者は乙であり、原告は現場の担当者にすぎないとの認識であり、現場仕事についても、原告だけが責任者の地位にあったわけではなく、乙の指示の下に行われていたのである。

(イ) iにおける従業員関係

乙は、平成17年12月までは、Fに勤務をしていたものの、原告ら従業員に対し、電話で現場の割り振りや采配を行っていたほか、従業員は、乙が作成したメモに基づき、丙が作成した予定表に従って勤務をしていたのであり、iの従業員の指揮監督を行っていたのは乙である。また、iの採用関係については、原告が誘った者も乙が誘った者もいるが、原告は、従業員を採用する際には、必ず乙に相談しており、その最終的な決定権限は乙にあった。

イ 本件事業における名義等

軌道工事の業界は、事業者の名義ではなく、個人の能力や信頼等が重視されるのであり、iの主たる取引先も乙の人脈により獲得したものである。iの各種名義が原告名義にされていたのは、iの創業当初、乙が、平成17年12月までFで勤務をしており、iの代表者として名乗ることに支障があったことや、将来原告に本件事業を引き継がせようと考えていたことなどを理由とするものであり、本件事業を経営していたのはあくまで乙である。

ウ 本件事業に係る収支の管理状況

本件事業の収支の管理は、iの創業当初から乙が丙に任せており、丙は、乙の指示を受け、丙が開設した本件各口座を管理・利用し、本件事業による収益を管理しているものであり、本件各口座の預金債権は、丙に帰属している。そして、丙は、本件各口座に振り込まれた金銭については、乙のものとして、その一部を丙、乙及び丁の口座に振り込んで管理していたものであるから、本件事業によって得た収益は乙に帰属している。

iの従業員の給与の支払についても、乙が、従業員の出欠を確認するノート（以下「出欠ノート」という。）を作成して出勤の管理を行い、丙が同ノートと各従業員から提出された出面表とを突合して、乙が決定した従業員の単価に基づき、各従業員の給与計算を行い、その支払は、乙名義の通帳をもって行っていた。

一方、原告は、本件各口座への入金状況を把握していないのみならず、iの資金管理等には一切関与しておらず、他の従業員同様に、現場での仕事に専念し、作業日数に応じた月給を受け取っていたにとどまるものであって、本件事業によって生じた収益を自らの管理の下に置いたことはない。乙の給与についても、丙が作成した出勤簿に記載されているが、これは乙が現場に出た分をひとまず渡しておく趣旨で記載したにとどまるものである。

エ 本件事業に必要な資産の調達

本件事業に使用する本件土地は、平成20年頃、乙がjの●●作業所の所長であるHからの助言を受け、乙が物件を選定し、購入に至ったものであり、その交渉も乙が全て行っており、本件土地の購入資金の融資に係る諸手続を行ったのは丙である。また、平成23年頃に本件重機の購入資金の融資の交渉を行っていたのも丙であり、本件重機購入に関する最終的な意思決定を行ったのも乙である。

オ 以上によれば、本件事業の最終的な意思決定の権限を有し、iを経営している者は乙であるから、原告に本件事業の収益ないし対価が帰属することを前提とする本件処分は違法である。

(2) 争点(2)（「隠ぺい」又は「仮装」の行為の有無）

(被告の主張)

ア 重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものとは別に、「隠ぺい」又は「仮装」と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものであるが、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである。そして、従業員の行為は、重加算税の制度上、納税義務者本人の行為と同視すべきであり、従業員による所得の事実の隠ぺい又は仮装を納税者本人が知らなかったとしても、従業員の行為に基づく過少申告ないし所得の不申告は、納税者が正当なる所得の申告を怠ったものとして、重加算税が賦課されるというべきである。

イ (ア) 原告は、i の創業当初から、本件事業における経理事務全般を丙に任せていること、原告と丙の間には家族関係があり、本件事業については、家族経営であるといえ、その利害を同一にする立場にあることに照らすと、丙の行為は、仮に原告が当該事実を了知していなかったとしても、原告の行為と同視できる。

(イ) 丙は、本件事業の経理事務担当者として、金銭出納帳を作成するとともに、請求書や領収書を基に収入金額や経費を勘定科目ごとに整理したノート（以下「集計ノート」という。）を作成・管理しており、本件事業における事業所得の額を十分に把握していたといえる。それにもかかわらず、丙は、集計ノートに記載された額とは大きく食い違った過少な額の確定申告書を作成し、本件各申告を行っている。

丙は、松阪税務署の調査担当職員に対し、集計ノート等の存在を隠匿していたこと、調査担当職員から集計ノートの作成意図を問われた際に黙秘していたこと、原告名義の口座からその原資が分からないように、本件各口座から現金で乙ないし丙名義の口座に金員の移動をしていたことなどに照らせば、丙に「隠ぺい」又は「仮装」の意図があったことは、明らかである。

ウ 以上のことからすると、丙の行為は、原告の行為と同視でき、丙は、「隠ぺい」又は「仮装」を行ったものといえるから、原告は、本件事業に係る事業所得を「隠ぺい」又は「仮装」したものだといえる。

(原告の主張)

ア i における経理事務の一切は、丙が行っており、原告が i の経理事務に関与した事実はなく、原告が丙に確定申告を依頼したこともないのであるから、原告が「隠ぺい」又は「仮装」したとはいえない。原告と丙とは、別の世帯で生活をしているのであって、経済的利害関係を同一にする立場にあるということもできず、丙による確定申告を原告の申告と同視することはできない。

イ 丙は、本件事業の確定申告書を作成するに当たっては、I（以下「I」という。）の計算会において、I の職員である J（以下「J」という。）らに依頼をして、作成してもらっていた。丙は、集計ノート等を作成していたが、これは、乙から経理事務を任されていたものの、経理や税務に関する知識が全くない状況において、家計簿感覚で作成したものにすぎないもので、事業資産の減価償却に係る記載等を欠いた不完全なものであり、確定申告のための帳簿として作成されたものではなかった。そして、丙は、I の J からこれらの提出を求められることもなかった。このように、丙は、税金の専門家であると

信頼していた I の職員の質問に正直に答え、本件事業の確定申告書を作成してもらっていたのであり、意図的に集計ノート等を隠すなどして、所得を過少に申告する意図は全くなかったし、このような意図を外部からうかがい得る特段の行為も存在しないから、丙が「隠ぺい」又は「仮装」したとはいえない。

丙が、税務調査において集計ノート等を提出しなかったのは、集計ノートが不完全なもので取るに足りないと考えていたためであり、丙は、調査に対しては協力をしているのであるから、これをもって「隠ぺい」又は「仮装」の意図が推認されるとはいえない。

(3) 争点 (3) (「偽りその他不正の行為」の有無)

(被告の主張)

「偽りその他不正の行為」は、「隠ぺい」又は「仮装」の行為を包含する広い概念であるところ、前記 (2) (被告の主張) のとおり、原告は、「隠ぺい」又は「仮装」したものであることからすれば、「偽りその他不正の行為」をしたものといえる。

(原告の主張)

前記 (2) (原告の主張) のとおり、丙は、I で確定申告書を作成してもらっていたものであり、本件事業に係る申告が結果的に過少なものであったとしても、原告ないし丙が「偽りその他不正の行為」をしたものとは認められない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件事業の実態

ア i の創業

(ア) 創業に至る経緯

乙は、親交のあった株式会社K (以下「K」という。) の工事部長のL (以下「L」という。) から、Kの現場職人の高齢化のため、若い職人を集めたら仕事を回すという話をもらった。乙は、当時、Fにおいて勤務をしていたが、平成10年10月頃から、Lの指示に従って、M (以下「M」という。) をKに派遣することとした。乙は、この事業を開始するに当たって、開業資金として26万円を拠出した。(甲58、62、63、乙71、証人乙1、2、16頁、証人丙7、8頁)

原告は、中学校を卒業後、乙の弟であるN (以下「N」という。) が経営する軌道工事の会社である有限会社O (以下「O」という。) で勤務をするなど、軌道工事の仕事に従事しており、平成元年4月から、父である乙から軌道工事に関する助言を受けて仕事をしていた。原告は、この当時、軌道工事等を業とするP有限会社 (以下「P」という。) で、重機を使用した業務等を中心に軌道工事の業務に従事していたが、同社での仕事が少ないこともあり、他の社員3名を引き連れて退職し、平成10年11月頃から、乙の事業に合流することとなった。そして、原告が合流した後、平成11年頃から、乙と原告で相談をして、i という名称を用いることとし、その代表名義を原告の名義にした。(甲35の1、甲62、64、乙75、118、証人乙2、3、19頁、原告本人1、2、13、17頁)

(イ) i 創業時の事業の概要

i は、当初、乙がLから電話でK等の仕事を受注し、実際にiが受注した仕事について

でも、乙がLから電話で作業員の振り分け等の指示を受け、この指示を原告に伝えていた。実際に派遣されたiの職人は、Kの現場監督や下請から、現場で具体的な指示を受けて作業をしていた。また、iのK等に対する報酬の請求については、丙が、Lの用意した書式に従って、決められた代金を記載した請求書を作成し、これに基づいて支払を受けていた。(甲22、24、62、64、証人乙3、4、19、20、21頁、原告本人11、12頁)

(ウ) 乙の平成17年頃までの就業状況等について

乙は、昭和50年1月から平成14年11月7日の定年退職まで、Fの正社員として勤務し、定年退職後も、平成17年12月25日までは、同社に正社員として再雇用され、軌道工事の現場監督の仕事をしていた。乙は、日曜日を除く週6日、Fに出勤しており、うち5日は翌日の午前中までの夜勤で、通常勤務の際には、朝8時から夕方5時頃まで勤務をしていた。乙のiにおける業務については、Lから1週間に二、三回程度電話を受け、その内容を原告に伝えるというもので、iの従業員として現場に出ることはなかった。Fの就業規則においては、兼業を行うことは禁止されていたものの、乙は、Fの事務所において、上記の電話対応を行っており、iの仕事に従事することについて、Fから特段とがめられることはなかった。(甲62、乙22、証人乙3、4、20、21、32、33頁)

乙は、Fに勤めていた当時、同社から月に35万円程度の給与の支払を受け、その後、年金を受給している。また、乙と丙の間では、金銭や口座等の家計の管理は全て丙が行っており、その詳細について、乙は把握しておらず、丙が乙の所得について、税金の申告をすることもなかった。(甲62、63、証人乙9、32頁、弁論の全趣旨)

イ iと主要な取引先との取引

(ア) jとの取引

a 取引に至る経緯

jは、軌道工事等を業とする会社であり、名古屋支店、軌道本部等の各部を設置しており、この軌道本部の中に名古屋工事部がある。jは、平成18年にその主要な取引先であったKが破産したことから、F時代から付き合いのあった乙に対し、同社の下請にならないかとの提案をした。この提案を受け、iは、同年9月8日、jとの間において、iの代表者を原告とする工事請負基本契約を締結し、以後、jの下請としての取引を開始した。iは、法改正を踏まえ、平成24年2月15日付けで、jとの間で、これを盛り込んだ上記とほぼ同内容の契約書を作成した。(甲2、17、19、20の1、28、30、62、乙34、証人Q2ないし4頁、証人乙10、11頁)

b jとの業務

(a) jにおける現場の仕事

jでは、各現場に、作業員の指揮命令ないし管理を行う作業責任者を設置しなければならないこととされており、この作業責任者については、jにおける筆記試験や面接等に合格した者がjから認定を受ける形で取得する資格であり、iにおいては、原告の他、数名の従業員が、この作業責任者の資格を取得していた。原告は、jの現場においては、iの従業員に対して指示等を行い、実際に作業に従事する一方、乙は、当初は現場に顔を見せることもあったが、実際に作業に携わることはな

かった。(甲17、19、21の1、24)

(b) jとのやりとり

jは、細かい工事の予定等については、当初は、基本的には乙に連絡をし、必要があれば作業の責任者である原告に連絡をしていたが、その後は窓口を特定せず、原告や乙の双方に連絡を入れるようになり、jが直接原告に話をし、iが仕事ももらうこともあった。また、前記aの平成24年における契約書の作成に当たっては、原告がjの担当者とやり取りを行っていた。(甲17ないし20の2の1、証人Q4、5、14ないし16頁、原告本人11頁)

jは、工事を受注する業者との間において、毎週月曜日に翌週以降の業務の打合せを行うほか、月に1回、下請の責任者クラスが出席する安全会議研究会と呼ばれる全体の会議を行っている。これらの会議には、平成18年当初は、乙が出席していたが、乙は、原告を引き連れてこれらに出席するようになり、その後は、原告やその他の従業員が会議に出席するようになった。(甲17ないし20の1、21の2の2、21の2の3、証人Q4、5、14ないし16頁)

(c) jの社員の認識等

当時のjの名古屋支店の支店長であったR(以下「R」という。)及び同支店で勤務をしていたS(以下「S」という。)らは、乙のことをFで勤務をしていた頃から知っており、三重県の本社に年末の挨拶に来て、同人らとiの業務についての話をしていたのは乙であったことなどから、乙がiの実質的な経営者であると認識していた。(甲17、18、20の1、20の2の2、21の1、21の2の1)

jの作業所の主任をしていたQ(以下「Q」という。)についても、当初は、乙が経営者であり、原告は作業の責任者にすぎないものと認識していたが、原告が乙に代わってjの会議に出席するようになり、iの事業が原告に任されたものと認識するようになった。(甲20の1、証人Q5、6、16頁)

jにおいて名古屋工事部の工事課長を務め、iとの平成24年の契約書の作成の窓口になっていたTは、同契約書の作成に当たってやりとりを行っていたのは原告であったことなどから、本件事業は、原告の事業であると認識しており、乙については、iの業務の顧問ないしアドバイスをするオブザーバーのような存在であると認識していた。(甲19)

jの社員は、原告について、やっさん、社長などと呼ぶ者がいたのに対し、Qは、乙のことを会長と呼んでいた。また、jの業者台帳には、代表者として原告の氏名が記載され、顧問として乙及びLの名前が記載され、連絡、担当者の欄には、原告と乙の氏名が記載されている。(甲19、20の1、乙35)

(d) 作業員名簿の記載

iがjに提出した作業員名簿には、原告が平成10年12月1日から、Mが平成11年1月10日から、乙は平成17年12月16日から雇い入れられたと登載されている。(乙120ないし122)

(e) 請求関係

jは、下請業者に仕事を発注する際には、jの各作業所において、工事を発注する下請業者の割当てを行い、これに基づき、下請業者に対して注文書を発行し、下

請業者から注文書に対応する注文請書と見積書の提出を受け、代金の支払については、各月の出来高を請求してもらい、銀行口座に振り込むこととしていた。この際、jにおける仕事の単価は決まっており、取引先と単価の交渉等を行うことはなかった。(甲17、18)

iにおいても、基本的には、jが注文書を作成し、これに予算や工期を記載してiに送付をし、丙がこれに基づいて請求書を作成しており、iとjとの間で工事代金の交渉をすることはなかった。(甲6の2の1ないし6の2の3の3、乙35)

(イ) Eとの取引

a 取引の概要

Eは、U株式会社(以下「U」という。)からJRの軌道工事の仕事を受注していた会社である。Kの倒産により、Eに移籍したLは、iをEの代表者であるVに紹介し、iは、平成18年7月21日、Eとの間において、原告を代表者として、工事下請基本契約を締結した。iは、以後平成24年頃まで、Eの下、JRの軌道工事の仕事をしていた。(甲62、乙38、40の1ないし8、乙66ないし68、76、証人乙11、12頁、原告本人7頁)

b Eとの業務

Eとの間の取引については、専ら原告がLを介して仕事上のやり取りをするようになり、乙はこれに関与することはなかった。(甲62、乙66ないし68、76、証人乙31頁、原告本人23、24頁)

Eが平成23年3月16日付けでUに提出する再下請負人使用承認願には、iについて、作業現場の責任者である「現場責任者」及び作業現場の安全管理を行う「安全衛生責任者」として原告の氏名を記載する一方、作業場に従事する従業員の管理を行う「雇用管理責任者」として乙の氏名が記載されている。また、Eが同日付けで作成したVに提出する下請会社における自動車保険の加入状況を報告するための書類には、「安全運転管理者」として乙の氏名が記載されていた。上記の各書面の記載は、いずれもiから提出された書面を基にEが作成したものであった。(乙66)

ウ 助勤取引等について

(ア) iは、主要な取引先との取引のほか、他の業者との間で、助勤(同業者間で職人の貸し借りをを行うこと)の取引を行っていた。これについては、実際に現場に出て、現場を把握していた原告が行っていた。原告は、前記のjの安全会議に出席した際などに、他の事業者からの依頼を受け、他の業者と助勤取引を行っており、個別の取引について、乙の承諾を取っていなかった。(甲26、27、35、62、64、原告本人8頁)

(イ) iと助勤取引を行う取引先として、Nが営むOがあるが、Nは、iの経営者は乙であると考えていた。また、iは、W(以下「W」という。)や、原告の従弟であるXが営むgなどから、外注先として、職人の派遣を受けていたが、Wについては、平成11年頃に乙から誘われ、iに従事していたことなどもあり、乙がiの経営者であると認識していた一方、Xについては、原告がiの代表者であると認識していた。(甲7の5、25、27、乙60、61)

(2) iの組織としての実態

ア iの従業員の指揮監督関係

(ア) i の従業員の勤怠管理の状況

i の従業員は、1 か月の現場への出勤状況を記載した出面ないし出面表などと呼ばれるメモを提出することとなっていた。丙は、従業員の出勤日とその日数に基づく給与計算の結果が記載された出勤簿を作成しており、これにより、原告を含む職人ないし従業員の勤怠状況を管理していた。この出勤簿には、乙の名前も記載されており、「アルバイト (乙)」などと記載されているものもある。(甲 7 の 1 ないし 7 の 1 4、乙 5 3、5 6)

乙は、上記メモを基に、日付、工事名とこれに参加していた従業員名をノートに記録していた。(甲 3 3 の 1 ないし甲 3 4 の 2)

(イ) 従業員の採用関係

i の採用については、i の創業当初は、原告が P から引き連れてきた 3 名のほか、W や M といった職人が勤務をしており、i には、乙が誘った従業員 (創業当初に誘った W や M ら) も原告が誘った従業員もいた。原告は、従業員の採用に当たっては乙に相談をしていたが、乙がその採用について否定的な意見をいうことはなかった。(甲 2 5、乙 5 3 ないし 5 7、証人乙 2 4 頁)

(ウ) 従業員への指示

原告が、翌週の作業の予定表を配布しており、W は、このことなどから、原告が i における作業の予定を決めているものと考えていた。(甲 2 5、3 3 の 1、3 3 の 2、6 4)

イ 従業員等の給与

従業員の給料の単価は、原告と乙が相談して決めており、丙が作成した出勤簿記載の出勤日数をベースとしつつ、早出等を行った場合には、さらに給料が支払われる仕組みになっており、これに基づいて、給料支払明細書が作成されていた。また、原告及び乙は、給与台帳において、他の従業員同様に給与の管理がされていたが、原告の給与については、最低保証額として 40 万円が設定されていた。(甲 7 の 1 ないし 9 の 1 2、甲 6 4、証人乙 8 頁、証人丙 5、2 3 頁)

従業員の給与の支払は、振込手数料の関係で、M については、乙名義の口座を用いた振込みでの支払がされていたが、その他の従業員については、現金や銀行振込みでの支払がされており、給与明細書の交付もされていた。そして、従業員に対する給与の交付については、原告や戊が行っていた。また、原告及び乙の給与明細書についても、他の従業員同様に作成されており、原告の給与は、この給与明細書とともに戊に交付されていた。(甲 9 の 1 ないし甲 10、6 3、6 4、乙 7 8 の 1 ないし 7 8 の 8)

ウ i の法人化

i は、平成 25 年に、j の勧めもあり、法人化した。仕事のやり方や金銭の管理方法、原告の仕事内容も従前と変わるものではなかった。i は、株式会社となった後、500 株の株式を発行したが、そのうち 200 株を乙が取得し、残り 100 株ずつを原告、丙、戊が保有していた。なお、乙は、証人尋問において、i が株式会社となった後には、原告が i の経営主体となったことを認めている。(甲 3、6 2、原告本人 9、20 頁、証人乙 1 4、3 5 頁)

(3) 本件事業における名義等

ア 主要な取引先との取引上の名義について

i と j 及び E との間の各契約について、平成 18 年に作成された契約書では、原告の住所を i の所在地とし、原告を代表とする i の名義で契約が締結されている。(乙 34、38)

i の請求書についても、平成 11 年 3 月頃の請求書では、乙の住所地と自宅の電話番号が記載されて発行されたものもあるが、その後、j 及び E などといった取引先に対する請求書では、基本的には、原告の住所を所在地とし、原告を代表とする i の名義で発行されており、E に対する請求書では、請求代金の振込先口座として、本件各口座の口座番号が記載されている。(甲 6 の 1、甲 6 の 3 の 1 ないし 6 の 3 の 4、乙 39 の 1 ないし 40 の 8)

イ 消費税課税事業者の届出等について

本件事業に係る消費税については、平成 12 年 3 月 15 日、松阪税務署に対し、原告が丙から依頼を受けて署名をし、原告の名義で、消費税課税事業者届出書及び消費税簡易課税制度選択届出書が提出されている。(甲 64、乙 32、33、原告本人 5、6 頁)

ウ 建設業法の許可について

i は、JR の仕事を受注するに当たって、建設業の許可を受けることが必要との助言があり、平成 18 年 7 月 19 日、三重県知事に対し、建設業法上の許可(同法 3 条 1 項)の申請を行っているが、この申請については、その所在地を原告の所在地、その代表者を原告とする i の名義で行われ、同許可は、同年 8 月 22 日付けで、i の原告を名宛人として行われている。i は、平成 22 年 10 月 4 日、平成 23 年 7 月 19 日、同様の許可申請を行い、三重県知事の許可を受けているが、これらについても上記と同様である。同許可申請書の添付書類として i が提出した原告(許可申請者)の略歴書には、原告が平成 10 年 11 月 20 日まで P に所属し、同月●日に i を創業し、それ以降、事業主として土木一式工事に従事したと記載されている。(甲 62、乙 23 ないし 28、118)

i は、平成 27 年 6 月 5 日、三重県知事に対し、建設業の廃止の届出をしているが、これについても代表者を原告とする i の名義で行われている。(乙 29)

エ 産業廃棄物収集運搬業許可について

i は、j の下請業者となるに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 14 条 1 項の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けることが必要となったため、平成 23 年 7 月 21 日受付により、三重県知事に対し、同許可申請を行っているが、この申請は、原告本人の名義で行われており、同許可についても、平成 23 年 9 月 13 日付けで、原告を名宛人として行われている。(甲 62、乙 30、31)

(4) 本件事業に必要な資産の調達

ア 本件土地について

i は、j から、資材置き場を確保した方がいいと勧められ、事業用の不動産を取得することを計画していたところ、乙は、以前から付き合いのあった有限会社 Y から本件土地の紹介を受け、乙のほか、原告及び丙も Y を訪れ、売買代金の交渉を行った。なお、本件土地は、その後、資材置き場のほか、事務所などとして利用されていた。(甲 31、62、乙 75、証人乙 12、28、29 頁)

原告は、平成 20 年 12 月 25 日、乙を連帯保証人とし、G 銀行から 2200 万円の貸

付けを受けた。原告は、同日、有限会社Yとの間において、代金を2200万円とする本件土地の売買契約を締結し、同日、同金員の支払をし、原告名義で登記を具備している。(甲32、37、62、乙41ないし44、75、97)

上記の融資に当たってのG銀行作成の融資協議書には、保証人である乙について、「創業者(先代)申込人父」などと記載されているほか、意思確認(説明)記録表には、「長男であり後継者」などと記載されている。(甲36、乙97)

イ 本件事業用の重機について

原告は、平成23年9月12日、本件重機を購入するため、G銀行に対し、原告の名義で融資の申込みを行うとともに、fに対し、保証委託を行った上で、同月28日、G銀行から930万円の貸付けを受け、同日、売買代金を支払った。原告は、平成23年12月15日、Z株式会社から、重機であるミニショベル等を代金525万円で買い受ける旨の売買契約を締結した。(乙46ないし52、117、証人乙13頁)

本件重機の選定については、重機の操作に精通していた原告が行っており、本件事業に使用していた重機については、全て原告の名義で借り入れた金員で購入したものであった。(証人乙30頁)

ウ なお、本件土地及び本件重機は、平成28年2月18日、株式会社aに対して譲渡され、原告個人の譲渡所得として確定申告されている。(乙77)

(5) 本件事業に係る収支の管理状況等

ア 本件各口座について

(ア) 本件口座1の作成経緯及び管理状況等

原告は、金遣いが荒い面があり、収入以上の買い物をして、消費者金融から借入れを行い、これについて、乙や丙らが債務整理をしたことなどもあった。丙は、平成2年頃、原告が車両を購入するに当たって、原告によるローンの支払を確実なものとするために本件口座1を開設し、以後この口座を管理していた。上記ローンの支払は、本件口座1を用いて原告や丙らが行ったが、本件口座1は、このローンの支払が終わった平成4年頃以降も丙が管理をしていた。(甲63、証人丙1ないし3頁)

丙は、平成10年頃から、iの売上金を管理する口座として、本件口座1を利用するようになり、この通帳及び届出印を引き続き管理していた。また、丙は、税金の支払についても、原告名義の口座を利用して行っていた。(甲5の1、5の2、11の2の1、11の2の2、62ないし64、証人丙1ないし3、11、12、21、22頁)

その後、iの振込先口座は、平成20年12月頃、本件口座2に変更されており、その手続は戊が行っている。(甲11の2の2ないし11の2の9、乙114)

(イ) 本件事業の収益の管理状況

丙は、本件各口座に振り込まれた売上金について、事業資産と家族の資産を区別することを意識して管理しておらず、iの収益を分散して管理するために、乙名義の口座、丙名義の口座や丁名義の口座に預金を移動しており、平成19年には約800万円、平成20年には約1200万円、平成21年には約2600万円、平成22年には約790万円、平成23年には約3100万円、平成24年には約1600万円、平成25年(1月ないし6月)には約1600万円の金員(同人らの年金収入等を除いたもの)が、同人らの口座に現金で移動されている。この事実については、原告及び乙も把握し

ておらず、丙の独断で行われていたものであった。また、丁名義の口座については、丁も引き出し可能な状態であったが、丁がiの売上金を引き出すようなことはなかった。なお、丙は、証人尋問において、上記振込みについて自分に何かあったときのためと述べている。(甲62、63、証人丙7、19、20、32、38、40頁、弁論の全趣旨)

イ iにおける会計業務について

iにおいては、請求書の送付、給料の支払、預金口座の管理等はいずれも、専ら丙が行っており、乙及び原告はこれに関与していなかった。乙は、自身で金銭の管理をしたこともほとんどなく、iの経理について関心がなく、丙がこれを乙に報告することもなかったし、乙が金銭の管理方法や税金の申告について丙に指示することもなかった。原告は、丙がiの経理を担当し、税金の申告等を行っていること自体は把握していたものの、具体的な実態については把握していなかった。(甲63、64、証人丙7頁、原告本人17頁)

ウ iにおける会計資料について

(ア) iにおける会計資料の概要

丙は、iの経理については、取引先に請求書を出す以上、請求金額の入金の有無を確認する必要があるし、従業員に対して給与の支払を行う以上、支出がいくらかを確認する必要があると考え、以下の資料を作成するようになった。(甲63)

丙は、最初に金銭出納帳を作成するようになり、iにおける収支を年度毎に管理するための集計ノートについても作成し、これらの管理については、専ら丙が行っていた。また、丙は、従業員の給与の関係では、前記(2)ア(ア)の出勤簿に従業員の給与の計算を記載するほか、各従業員の給料の計算とその額を月別に整理したノート(以下「給与台帳」という。)を作成していた。(甲8、58、63、乙86ないし88、98ないし110、証人丙8、37、38頁)

(イ) 金銭出納帳

金銭出納帳には、iにおける収支とその摘要及び日付とともに、これによって導かれる差引残高が記載され、年度ごとに管理されている。(甲58、乙98ないし110)

(ウ) 集計ノート

a 集計ノートの記載内容

(a) 集計ノートは、年度ごとに収支がまとめられており、主要な取引先であるjとEについては、iによる請求金額と消費税額及びここから差し引きがされる相殺金額の合計が記載され、月毎の収入が記載されている。その他の助勤取引による収入等についても、同様に収入の一覧がまとめられている。また、支出については、勘定科目毎に整理してまとめて記載がされており、助勤取引等による支出や従業員の給料についても、支払月毎にその合計額がまとめられている。(乙86ないし88、証人丙19頁)

集計ノートには、事業用資産の減価償却等については記載されているものではなかった。(乙86ないし88)

(b) 上記の給料欄には、原告についての支払額は、他の従業員とは別に欄(「甲」ないし「甲」欄)が設けられ、同欄に記載されている(平成19年度及び平成20年

度は、外注先である〇等についても給与として管理されている。)。また、平成21年度には、乙の支払については、「(乙)」という欄が設けられ、乙への支払額が記載されているほか、平成22年度には、「従(乙)」として乙への支払額が記載されている。(乙86、87)

- (c) 平成23年度からは、「給料支払」の表と「支出(従業員給料)」の表が集計ノートに記載され、「給料支払」の表には、給料総額、原告への支払額及びその他の従業員への支払総額が記載されており、「支出(従業員給料)」の表には、従業員のほか乙、戊及び丙への支払額が記載されている(平成25年度については、「給料支払」の表が作成されておらず、「支出(従業員給料)」の表の欄外に原告への支払額が記載されている。)(乙88)

b 集計ノート上の支払状況

原告への支払額は、集計ノート上、平成19年度が601万8000円、平成20年度が645万5000円、平成21年度が657万1400円、平成22年度が791万3500円、平成23年度が698万2500円、平成24年度が588万8000円、平成25年度が705万5000円である一方、乙は、平成21年度が157万0250円、平成22年度が444万円、平成23年度が34万2500円、平成24年度が14万4000円、平成25年度が300万円と記載されている。(乙86ないし88)

平成25年8月以降は、原告、乙、丙及び戊が月額60万円の支払を受けている。(乙88)

c 集計ノートにより算出されるiの収支の状況

iの収支の差額は、集計ノートによれば、平成19年度が2404万3314円(収入8614万4962円-支出6210万1648円)、平成20年度が3097万1262円(収入1億1169万1415円-支出8072万0153円)、平成21年度が1982万5846円(収入1億1113万8144円-支出9131万2298円)、平成22年度が4096万9262円(収入1億5372万1976円-支出1億1275万2714円)、平成23年度が2950万5637円(収入1億4434万0008円-支出1億1483万4371円)、平成24年度が3794万9574円(収入1億0957万2722円-支出7162万3148円)、平成25年度が1189万0916円(収入6722万3929円-支出5533万3013円)と記載されている。(乙86ないし88)

(エ) 給与台帳

従業員の給与の支払状況は、給与台帳に記載されており、原告及び乙の支払についても、このノートに基づいて管理されていた。この給与台帳によれば、乙への平成20年度における支払額は、243万6000円となっている。(甲8)

(6) 調査等について

原告、乙及び丙は、原告の所得税法違反を理由とする査察調査を受け、平成26年12月に、事情聴取を受け、原告がiの代表者であることを前提とする供述録取書が作成された。その後、同人らは、平成27年の年明け頃、b税理士に相談をし、本件事業の経営者は乙ではないかとの指摘を受け、本件事業から生じる所得は原告に帰属するものではない

と考えるに至り、平成27年1月23日に実施された事情聴取では、乙が代表者である旨の供述をした。(乙21、70、71、73、74、証人丙34、35頁)

原告は、平成26年12月24日、4000万円の国税の予納申請をしているが、この金員については、乙及び丙名義の口座から支払われている。(甲56の1ないし56の4)

2 争点(1)(本件事業の収益ないし対価の帰属)について

(1) 事業所得は、事業から生ずる収益の帰属する者が納税義務者となり、消費税についても、当該資産の譲渡等に係る対価の帰属者が当該資産の譲渡等を行った者として納税義務者となるもので、誰に収益ないし対価が帰属するかについては、実質上、誰がその収益ないし対価を享受するかによって判断すべきであるから(所得税法12条、消費税法13条1項)、当該事業における名義のみならず、iの実態、事業に必要な資産の調達状況、事業における収支の管理状況などの事業の運営に関する諸事情を総合考慮し、実質的に自己の計算において事業を営み、その収益ないし対価を享受していると認められる者が誰であるかを判断すべきである。そこで、上記1で認定した事実に基づき、事業の運営に関する諸事情について以下検討する。

(2) ア 取引先との関係

iは、平成10年10月頃、乙がその経験や人脈から依頼を受けて始めた軌道工事の職人の派遣事業から始まり、その事業内容は、乙が取引先から指示を受けたとおりに職人を派遣して、指示された報酬を請求するというもので、具体的業務指示は、取引先の現場監督から受けていた。

原告は、平成10年11月頃、勤めていたPを退職して、本件事業に関わると、本件事業の主体としてiを名乗り、確定申告の名義や消費税課税事業者の届出における名義のほか、行政上の許可、契約書、振込口座や取引先の名簿等といった各種の名義は、原告をiの代表者としていた。また、jとの取引については、乙及び原告が窓口となっていたが、原告が仕事をもらうこともあり、会議等には、乙ではなく、原告及び従業員らが出席するようになっており、Eとの取引については、専ら、原告が、Lを介して連絡を取っていたほか、助勤取引については、原告が他の取引先から依頼を受けて実際に仕事をしていた。

本件事業は、その発端は、乙の人脈で獲得した事業であり、乙が連絡先となっていたり、取引先との会議に出席するなどしたことにより、取引先の中には乙が経営者であると認識する者もいたが、原告が経営者であり、乙は顧問やアドバイザーであると認識する者もいたし、原告が会議等に出席することにより、原告に本件事業が任されたと認識する者もいた。

イ iにおける人事労務管理

現場での具体的な指示は、iの現場責任者である原告が主に行い、従業員の給与等は、原告と乙が相談をして決め、従業員の採用は、乙及び原告が各々で決めていた。

原告及び乙は、iから月々の給与の支払を受けており、他の従業員と同様に給与台帳や出勤簿を用いて管理されている。ただし、原告は、他の従業員とは異なり、月々の最低保証額40万円が定められ、集計ノートでも他の従業員と原告は分けて記載されている一方、乙の給与については、集計ノート上、従業員給与の表に記載されていたり、「従(乙)」などとも記載され、出勤簿にも「アルバイト(乙)」などと記載されている。

原告については、月々の支払額につき最低保証を受け、集計ノート上においても、他の従業員とは区別して記載され、一従業員とは異なる扱いをしているのに対し、乙については、給与の最低保証額もなく、集計ノート上従業員として扱われており、iの人事労務管理上、乙はiの経営者と扱われてはいなかった。

ウ 事業に必要な資産の調達状況

原告は、本件事業において利用されていた事務所や資材の置き場となる本件土地の取得に当たり、乙や丙が交渉や資金調達に関わったり、乙が原告の保証人となっているものの、その購入資金を金融機関から自らの責任において借り入れ、原告名義で売買契約を結び、所有権移転登記をしている。また、原告は、本件事業に利用する本件重機についても、自ら選定をし、原告の責任において金融機関から借り入れを受けた上で購入している。このように、原告は、事業用資産を自らの名義と責任の下において取得し、本件事業の用に供している。

エ 事業における収支の管理状況

本件事業における収益については、iの創業当初から一貫して原告名義の口座に振り込まれている。当初利用されていた原告名義の本件口座1は、もともと丙が、原告のローン返済用の口座として管理していた口座であったが、原告が本件事業に関わるようになったことから、本件事業の経理を担当する丙が本件事業に関する口座として管理するようになったものである。その後、本件事業について使用される口座は本件口座2となった。

丙は、本件事業の資金を分散して管理するために同人又は乙、丁の口座に本件事業の収益の一部を振り込んでいるが、上記口座を専ら管理していたのは、いずれも丙であり、丁の口座についても、丁は口座に振り込まれた本件事業に係る収益に手を付けるようなことはなかったから、本件各口座の他に本件事業の収支を管理する口座はない。結局のところ、丙、乙及び丁の口座に入金された金員については、iの事業の資金として管理されていたものと見ることができ、乙に帰属しているものとはいえない。

オ まとめ

以上のことからすると、原告は、平成10年11月に、若い職人を集めて本件事業を始め、乙の助言や助けを受けながら、本件事業の指揮をとり、人事労務管理をし、事業資産を調達し、丙を通じて、本件事業の収支を管理していたと認められるから、原告は自己の計算においてiの事業を経営し、その収益ないし対価を享受しているのであって、iの事業による収益ないし対価の帰属先は、原告であると判断される。

- (3) ア これに対し、原告は、本件事業を創業し、本件事業の最終的な意思決定の権限を有しているのは乙であり、iの取引も乙の人脈によって獲得したものであり、その他にも事業に関与しているとして、iを経営している者は、乙である旨の主張をするので、以下検討する。

イ (ア) 原告は、従業員の単価の決定及びその割り振りや采配を行っていたのは乙である旨主張する。しかしながら、証拠（証人乙4頁）によれば、乙は、仕事の手配や従業員の振り分け等については、創業当初は基本的にKないしLに決めてもらっていたと認められ、その後のiの取引についても、前記認定事実(1)イ、ウによれば、jとの関係では、当初は乙がjにおける会議に参加し、業務に関する連絡も乙

にされていたものの、その後、原告やその他の従業員がこの会議に参加するようになり、業務に関する連絡も原告にもされるようになってきていること、Eとの関係では、専ら原告がやりとり行っていたこと、乙は助勤取引の実態については把握していないことなどがそれぞれ認められることからすると、乙がi全体の業務内容や状況を具体的に把握していたものとはいい難く、乙が従業員の割り振りや具体的な采配をしていたものとは認められない。

(イ) 原告は、乙が采配を行っていたことを裏付ける資料としてノート（甲34の1、34の2）を提出するが、このノートの記載内容については、日付、工事名及び従業員名が記載されているものの（前記認定事実（2）ア（ア））、業務の具体的な内容やその進捗状況についての記載はなく、乙がiの従業員の采配を行っていたことを基礎づけるに足りるものとはいえない。また、このノートは、その記載内容に照らしても、かつ、実際に行われたとされる予定表（甲33の1、2）の予定を網羅しているものとは認められないことからすると、このノートが乙の個人的な日記ないし備忘録としての機能を超えて、勤怠管理のものと資料足り得るものとは言い難い。

(ウ) したがって、乙が采配していたとの原告の主張は採用しない。

ウ（ア）原告は、iの主たる取引先との交渉や営業活動を行っていたのは乙であった旨主張する。しかしながら、前記認定事実（1）イ（ア）、（イ）によれば、iは、jとの関係では、jから送られた請求書どおりの請求を行い、単価等について何らの交渉をしていなかったこと、Eとの関係でも、Lが仲介者として伝達したとおりの事業を行っていたことなどがそれぞれ認められるのであり、他に、乙がiの代表として交渉や営業活動をしていたことを認めるに足りる事実はない。

(イ) この点につき、Rは、jが仕事の関係で連絡をしていたのは専ら乙である趣旨の陳述（甲17）をし、Sは、請求書等の書類に関するやり取りをしていたのは乙である旨の陳述（甲18）をする。しかしながら、Rの上記陳述は、同人がiと直接連絡をとっていたのではなかったことに加え、jが原告に連絡を取っていたとする証人Qの証言と整合しないことからすれば、これを採用できない。また、Sの陳述についても、請求書に関する事務は専ら丙が行っていたとする乙や丙の陳述（甲62、63）とも整合的であるとはいいい難く、これを採用することはできない。

(ウ) したがって、乙が営業活動を行っていたとする主張は採用しない。

エ 原告は、助勤取引については原告が窓口になることもあったとし、これを行っていたのは原告だけではなかった旨主張する。しかしながら、乙は、証人尋問において、助勤のことがよく分からないと証言（証人乙22頁）していることからしても、乙が助勤取引について十分に理解をしているかについても疑問があり、乙が何らかの関与をしていたとしても、助勤取引については、基本的には専ら原告が担当していたものと認められ、原告の上記主張は採用しない。

オ 原告は、現場仕事についても原告だけが責任者の地位にあつたわけではない旨主張をする。確かに、証拠（甲33の1、33の2）によれば、原告が出ていない現場もあり、全ての案件について原告が現場の責任者であったものとは認められない。しかしながら、前記認定事実（1）ウ（イ）によれば、iにかつて勤務し、多年にわたってiの仕事に携わってきたWは、現場に関する指示は原告が頭のように行っていたと陳述（甲

25) していることからしても、原告が、iの現場仕事について、中心となっていたものと認められ、これに反する上記主張は採用しない。

カ 原告は、丙が、乙の指示を受け、丙が開設した本件各口座を管理・利用し、本件事業による収益を管理していたのであり、本件各口座に振り込まれた金銭については、乙のものとして、その一部を丙、乙及び丁の口座に振り込んで管理していた旨主張する。しかしながら、前記認定事実(5)ア(イ)によれば、丙は、原告に相談することなく、本件事業の収益を丙、乙及び丁の口座に振込んでいるが、これについては乙も把握をしていないというのであるから、原告の上記主張は採用しない。

キ 以上によれば、確かに、jの社員や、取引先に乙をiの代表者であると認識している旨の陳述をする者がいるが、それは、iが乙の人脈から発注を受けて始まったものであり、乙が窓口であったため、そのように述べているにすぎないといえるし、原告の主張する本件事業への関与は、いずれも本件事業を代表して行った行為ではなく、助言や手助けの域を超えるものではないから、原告の上記主張により、上記(2)の判断を左右されない。

3 争点(2)〔「隠ぺい」又は「仮装」の行為の有無〕について

(1) 前記認定事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 経理担当者

丙は、平成18年10月頃まで、他社でのパート従業員としての勤務と並行して、iの経理事務を担当する程度であり、経理や税務に関する知識はなかった。(甲63)

イ 丙のIへの相談

(ア) Iの概要等

Iは、税金の法制に関する改革の運動をするとともに、税金の納付等に関する相談を受ける団体であり、会員数が800人程であった。Iでは、毎年2月から3月にかけて、確定申告書の作成を行うための確定申告計算会(以下「計算会」という。)を実施しており、4人程度の調査担当職員が午前、午後1時間ないし2時間程度の時間枠を設け、数日にわたって、確定申告書の作成についての相談を受けていた。(甲14、60、証人J1、2頁)

計算会には、前年の確定申告書の控えや消費税申告書の控え、印鑑のほか、源泉徴収票(年金・給与)や社会保険等の各種証明書等が必要とされていた。(甲13、59、証人丙14頁)

(イ) iの確定申告書の作成

丙は、iが事業を行い、収益を上げている以上、確定申告をしなければいけないと考えたことから、原告の名義でiの事業に係る確定申告を行うこととし、iとして事業を開始した頃である平成11年頃からdに相談をし、平成13年頃からは、同会の紹介を受け、確定申告書の作成のため、Iに入会した。(甲63、証人丙11、13、29頁)

丙は、Iでは、Iの職員からiの1年間の売上げ等を確認されるため、メモに売上金額を記載し、口頭ないしメモを渡す方法によってIの職員に売上金を伝えた。このメモについては、1円単位まで記載したものもあった一方、端数を記載していなかったこともあった。Iの職員は、この数字に基づき、確定申告書を作成しており、丙は、確定申

告書に原告の住所・氏名を記載し、押印をするだけであった。丙は、金銭出納帳等を計算会に持参していたこともあったが、Iの職員からこれらの資料の提出を求められることも一切なかったため、これらをIに提出するなどして、これらの資料に基づいてiの確定申告書が作成されることはなかった。(甲13、15、証人J4、5頁、証人丙14ないし16、28、30、36頁)

(ウ) iの確定申告の状況

iは、平成19年分の所得金額を450万円、平成20年分及び平成21年分の所得金額をいずれも500万円、平成22年分の所得金額を600万1217円、平成23年分の所得金額を579万9800円、平成24年分の所得金額を550万円、平成25年分の所得金額を395万2611円として、確定申告を行った。(甲1の11の1、甲1の12の1、甲1の13の1、甲1の14の1、甲1の15の1、甲1の16の1、甲1の17の1)

ウ 調査について

丙は、平成26年10月17日の松阪税務署の税務調査では、iの事業の経理を行うに当たって帳簿や集計表は作成していないと供述し、集計ノートの存在が明らかになった後も、平成27年6月11日の異議調査では、調査担当職員から、この集計ノートについて、何のために作成しているかの説明を求められてもこれに応じなかった。(乙72、75)

iは、税務調査を受け、松阪税務署から収支内訳書の提出を求められたため、Jに依頼し、請求書、領収書等を預かり、平成23年から平成25年の収支内訳書を作成し、松阪税務署に提出した。(甲38、61、乙89)

(2) ア 上記認定に基づいて、丙による経理事務の行為につき、原告が責任を負うか検討する。

(ア) 納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている(通則法68条1項)。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである(最高裁平成●●年(○)第●●号同7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照。以下「最高裁平成7年判決」という。)。このように重加算税が行政上の制裁であることからすると、納税者本人に重加算税が成立するのは、納税者本人が確定申告を行った場合に限定されず、納税者本人と納税申告を行った第三者の関係、納税者の認識及び認識可能性等に照らして、第三者の行為を納税者の行為と同視することができる場合には、第三者が「隠ぺい」し又は「仮装」の行為をしたときにも、当該納税者本人に対して重加算税が成立するものと解する。

(イ) これを本件について見ると、iは、親族である原告、乙、丙及び戊がそれぞれ本件事業に従事し、株式会社化後には、各人が同社の株式を取得し、取締役の地位に就任しており、実質的に利益を共通にする同族の事業であり、また、丙は、iの創業当初から、原告の本件各口座を利用して本件事業の資金を管理し、iの税金の申告を含

めた経理事務を担当しており、原告は、納税に関する申告書の作成に当たっては、丙に指示されたとおり署名したことが認められる。

したがって、原告は、丙に納税申告を全面的に任せていたものと評価することができ、丙による納税申告は、原告による納税申告と同視することができる。

(ウ) この点につき、原告は、原告名義で確定申告をされていたことすら把握していなかった旨陳述（甲64）及び供述（原告本人5頁）する。しかしながら、それは、原告が本件事業の経理を丙に任せきりにし、具体的内容を了解していなかったというにすぎず、上記（イ）のとおり、丙がiの業務として納税手続を含めた経理業務を担っていたことは知っていたと認められるから、原告の上記供述によっても、上記（イ）の判断は変わらない。

イ 「隠ぺい」又は「仮装」行為の有無

(ア) 重加算税を課するためには、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するが、上記の重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の上記賦課要件が満たされるものと解すべきである（最高裁判平成7年判決）。

(イ) 前記前提事実（2）ア（ア）及び前記認定事実（5）ウ（ウ）cによれば、集計ノートには、丙の収支の差額として、平成19年度が2404万3314円、平成20年度が3097万1262円、平成21年度が1982万5846円、平成21年が1982万5846円、平成22年度が4096万9262円、平成23年度が2950万5637円、平成24年度が3794万9574円、平成25年度が1189万0916円であると記載されているところ、丙がiの所得として申告をしていたのは、平成19年分が450万円、平成20年分及び平成21年分が500万円、平成22年分が600万1217円、平成23年分が579万9800円、平成24年分が550万円、平成25年が395万2611円であることが認められ、丙は、集計ノートを作成し、iの所得金額を把握していながら、少なくとも平成19年から平成25年の7年にわたって、その所得金額に比して少額の所得金額を記載した申告書を提出し続けたことが認められる。そのみならず、丙は、確定申告後の税務申告において、当初集計ノート等の資料が存在するにもかかわらず、帳簿等は作成していない旨の虚偽の供述をし、iの事業の収益を乙、丙及び丁名義の口座に入金するなどして分散させたことについては、その必要性を合理的に説明できていないことが認められる。

(ウ) これらによれば、丙には当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたものといえるから、重加算税の賦課要件を満たす。

(エ) これに対し、原告は、丙が、経理や税務に関する知識が全くない状況において、税金の専門家であると信託していたIの職員の質問に正直に答え、本件事業の確定申告書を作成してもらっていたこと、丙が税務調査において集計ノート等を提出しなかつ

ったのは、集計ノートが不完全なもので取るに足りないと考えていたからこそ提出しなかったのであり、税務調査に対しては協力をしていたことなどを主張し、丙には、所得を過少に申告する意図はなかったし、このような意図を外部からうかがい得る特段の行為も存在しない旨の主張をする。

確かに、前記認定事実（５）ウ（ウ）及び前記（１）アで認定した事実によれば、丙は、経理業務について指導を受けたことはなく、集計ノートには、iの事業資産についての減価償却等が記載されていないといった不十分な点があるが、他方で、集計ノートは、丙が請求金額や従業員の給与の管理をする目的で作成したもので、勘定科目毎に1年間の収支が概ね網羅的に整理され、iの経理の状況を示す資料として相応の精度を有していることが認められ、丙としては、少なくとも、申告額が実際の収益と大きな開きがあることは、容易に認識することができたといえる。そうすると、丙が専門家として依頼していたIと相談して作成していたことを考慮しても、本件各申告を行うに当たって所得金額が過少であることは知っており、過少申告をしたと優に認められる。また、前記（１）ウで認定した事実によれば、iは、松阪税務署からの求めに応じて、平成23年ないし平成25年の収支内訳書を作成した上で提出しているが、集計ノート等の会計資料の存在については秘匿しており、丙に、会計資料を隠ぺいしようとする意図があったものと認められる。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

4 争点（３）（「偽りその他不正の行為」の有無）について

（１）通則法70条は、国税の更正、決定等の期間制限を定め、令和2年法律第8号による改正前の同条4項は、「偽りその他不正の行為」による場合には、更正、決定等の除斥期間を7年と定め、それ以外の場合よりも長い除斥期間を定めているが、その趣旨は、「偽りその他不正の行為」による脱税事案については、長い除斥期間を定め、課税の適正を図ることを意図したものである。このような同項の文理及び趣旨に鑑みれば、同項にいう「偽りその他不正の行為」とは、税額を免れる意図の下に、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行っているものをいうと解するのが相当である。そして、「偽りその他不正の行為」は、その行為の態様が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠ぺい又は仮装という態様に限定されないことからすると、「隠ぺい」又は「仮装」（同法68条1項、2項）を包摂し、それよりも外延の広いものであると解される。

（２）そして、前記3のとおり、本件における確定申告は、重加算税の賦課要件である「隠ぺい」又は「仮装」に当たるから、通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」に該当する。

5 以上に述べたところによれば、本件各処分は、別紙1「所得税に係る本件各更正処分の根拠及び適法性」及び別紙2「本件各賦課決定処分の根拠及び適法性」のとおり、いずれも適法なものと認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 鈴木 幸男
裁判官 石川 真紀子
裁判官 志摩 祐介

本件各更正処分の根拠及び適法性

1 本件各年分の所得税又は所得税等の更正処分の根拠について

被告が、本訴において主張する原告の本件各年分の所得税又は所得税等に係る所得金額及び納付すべき税額は次のとおりである。

(1) 平成19年分の所得税

ア 事業所得の金額（別紙3の別表4の「被告主張額」①欄） 2737万0189円

上記金額は、下記（ア）の金額から下記（イ）の金額を控除して算出した金額である。

（ア）本件事業に係る総収入金額（別紙3の別表4の「被告主張額」①A欄）

8923万9420円

（イ）本件事業に係る必要経費（別紙3の別表4の「被告主張額」①B欄）

6186万9231円

上記金額は、別紙3の別表5の「②被告主張額」欄の「B 必要経費合計（1～5）」欄の金額である。なお、別紙3の別表5の「2 給与」欄、「4 減価償却費」欄、「e 租税公課」欄及び「u 雑費」欄の各欄に係る「①更正処分数額」欄と「②被告主張額」欄の金額が相違する理由等については、以下のとおりである。

a 「2 給与」について

給与の金額について、丙が作成した帳簿書類等を改めて確認した結果、別紙3の別表6の「M」及び「アルバイトほか」について、集計漏れがあったため、当該金額を含めて給与の額を集計したところ、別紙3の別表6の「②被告主張額」欄のとおりとなったため、平成19年分更正処分において給与の額として認定した金額3425万0125円（別紙3の別表5の「①更正処分数額」欄の「2 給与」欄の金額）に、別紙3の別表6の「③差引金額（②－①）」欄の各金額の合計16万円を追加して、被告主張額3441万0125円（別紙3の別表5の「②被告主張額」欄の「2 給与」欄の金額）を算出した。

b 「4 減価償却費」について

減価償却費の金額について、改めて減価償却費の計算等を確認したところ、別紙3の別表7の「①更正処分数額」欄の金額に誤りがあり、以下のとおり、被告主張額を再計算したところ、別紙3の別表7の「②被告主張額」欄の「減価償却費の額」欄のとおりとなったため、平成19年分更正処分において減価償却費の額として認定した金額36万6539円（別紙3の別表5の「①更正処分数額」欄の「4 減価償却費」欄の金額）に、別紙3の別表7の「③差引金額（②－①）」欄の金額40万9634円を追加して、被告主張額77万6173円（別紙3の別表5の「②被告主張額」欄の「4 減価償却費」欄の金額）を算出した。

別紙3の別表7の「②被告主張額」欄の金額の根拠は、下記（a）ないし（c）のとおりである。

(a) 順号1の減価償却資産に係る減価償却費

順号1の減価償却資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第1の「車両及び運搬具」のうち「前掲のもの以外のも

の」のうち、「自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）」の「小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。）」に該当し、その耐用年数は、同別表より、5年ではなく4年となる。

そして、当該資産は、原告が平成19年1月に取得したものであるところ、当該資産に係る償却率は、耐用年数省令別表第7の「旧定額法の償却率」に掲げる耐用年数4年の償却率「0.250」となる。

したがって、当該資産の減価償却費は、当該資産の取得価額と償却率「0.250」を用いて、所得税法施行令120条1項1号イ（1）に掲げる旧定額法（以下同じ。）により算出した金額7万8173円となる。

(b) 順号2及び順号3の減価償却資産の減価償却費

順号2及び順号3に掲げる減価償却資産は、いずれも、耐用年数省令別表第1の「車両及び運搬具」の「前掲のもの以外のもの」のうち、「自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）」の「貨物自動車」の「その他のもの」の「その他のもの」に該当し、その耐用年数は、同別表より、5年となる。

しかしながら、これらの資産は、原告が取得した平成19年3月の時点で、既に耐用年数5年を経過した中古資産であることから、これらの資産の耐用年数は、耐用年数省令3条1項2号イ及び同号柱書きに基づき算定した2年となる。

そして、これらの資産は、原告が平成19年3月に取得したものであるところ、当該資産に係る償却率は、耐用年数省令別表第7の「旧定額法の償却率」に掲げる耐用年数2年の償却率「0.500」となる。

したがって、これらの資産の減価償却費は、これらの資産の取得価額と償却率「0.500」を用いて、旧定額法により算出した金額（順号2の減価償却資産については31万8750円、順号3の減価償却資産については33万7500円）となる。

(c) 順号4の減価償却資産に係る減価償却費

順号4の減価償却資産は、耐用年数省令別表第1の「車両及び運搬具」のうち「前掲のもの以外のもの」のうち、「自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）」の「その他のもの」の「その他のもの」に該当し、その耐用年数は、同別表より、6年となる。

そして、当該資産は、原告が平成19年10月に取得したもので、平成19年4月1日以後に取得したものに該当するから、当該資産に係る償却率は、「0.166」ではなく、耐用年数省令別表第8の「償却率」に掲げる耐用年数6年の償却率「0.167」となる。

したがって、当該資産の減価償却費は、当該資産の取得価額と償却率「0.167」を用いて、所得税法施行令120条の2第1項1号に規定する定額法により算出した金額4万1750円となる。

c 「e 租税公課」について

税込経理方式を適用している個人事業者については、消費税等の確定申告書に記載された税額を、確定申告書が提出された日の属する年の必要経費に算入すべきところ、平成19年分更正処分において、租税公課の額として認定した242万3370円

(別紙3の別表5の「①更正処分額」欄の「e 租税公課」欄の金額)の内、消費税等の額として認定した金額228万3500円(別紙3の別表8「①更正処分額」欄の「合計」欄の金額)には、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの課税期間分に係る消費税等の額である58万3500円を超える金額170万円(別紙3の別表8の「③差引金額(②-①)」欄の「合計」欄の金額)が含まれていたため、当該金額を除いて、租税公課に係る被告主張額72万3370円(別紙3の別表5の「②被告主張額」欄の「e 租税公課」欄の金額)を算出した。

d 「u 雑費」について

Fに対する売上金額と同社から本件口座1に振り込まれた金額との差額2625円(別紙3の別表9の「差引金額」欄の「合計」欄の金額)は、原告が負担した手数料であり、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるべきものであるところ、平成19年分の更正処分において、雑費の額として認定した300万6565円(別紙3の別表5「①更正処分額」欄の「u 雑費」欄の金額)には当該金額が含まれていないことから、当該金額を含めて被告主張額300万9190円(同表「②被告主張額」欄の「u 雑費」欄の金額)を算出した。

イ 総所得金額 2737万0189円

上記金額は、上記アの事業所得の金額である。

ウ 所得控除額(別紙3の別表4の「被告主張額」③欄) 136万8576円

上記金額は、下記(ア)ないし(カ)の各金額を合計して算出した金額である。

(ア) 社会保険料控除の金額(別紙3の別表4の「被告主張額」④欄) 16万4460円

上記金額は、原告が平成19年中に支払った所得税法74条に規定する社会保険料の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成19年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の金額(別紙3の別表4の「被告主張額」⑤欄) 5万円

上記金額は、原告が平成19年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条(平成22年法律第6号による改正前のもの。)の規定により算出した生命保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成19年分の所得税の確定申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である。

(ウ) 地震保険料控除の金額(別紙3の別表4の「被告主張額」⑥欄) 1万4116円

上記金額は、原告が平成19年中に支払った地震保険料の額について、所得税法77条の規定により算出した地震保険料控除の金額である。

(エ) 配偶者控除の金額(別紙3の別表4の「被告主張額」⑦欄) 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者として、所得税法83条に規定する配偶者控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成19年分の所得税の確定申告書に記載された配偶者控除の金額と同額である。

(オ) 扶養控除の金額(別紙3の別表4の「被告主張額」⑧欄) 38万円

上記金額は、原告の子であるh(以下「子h」という。)を控除対象扶養親族として、

所得税法 84 条（平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。）に規定する扶養控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成 19 年分の所得税の確定申告書に記載された扶養控除の金額と同額である。

(カ) 基礎控除の金額（別紙 3 の別表 4 の「被告主張額」⑨欄） 38 万円

上記金額は、所得税法 86 条に規定する基礎控除の金額である。

エ 課税総所得金額（別紙 3 の別表 4 の「被告主張額」⑩欄） 2600 万 1000 円

上記金額は、上記イの総所得金額 2737 万 0189 円から上記ウの所得控除額 136 万 8576 円を控除して算出した金額（ただし、通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 課税総所得金額に対する税額（別紙 3 の別表 4 の「被告主張額」⑪欄）

760 万 4400 円

上記金額は、上記エの課税総所得金額 2600 万 1000 円に所得税法 89 条 1 項（平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

カ 住宅借入金等特別控除の額（別紙 3 の別表 4 の「被告主張額」⑫欄） 12 万 7400 円

上記金額は、原告が平成 19 年分の確定申告書に記載した住宅借入金等特別控除額とした 12 万 7415 円につき、租税特別措置法（以下「措置法」という。）41 条 2 項の規定により、100 円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

キ 納付すべき税額（別紙 3 の別表 4 の「被告主張額」⑬欄） 747 万 7000 円

上記金額は、上記オの課税総所得金額に対する税額 760 万 4400 円から上記カの住宅借入金等特別控除の額 12 万 7400 円を控除した金額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(2) 平成 20 年分の所得税

ア 事業所得の金額（別紙 3 の別表 3 の「平成 20 年分」欄の「事業所得の金額（A－B）」①欄） 2989 万 8737 円

上記金額は、下記（ア）の金額から下記（イ）の金額を控除して算出した金額である。

（ア）本件事業に係る総収入金額（別紙 3 の別表 3 の「平成 20 年分」欄の「A 総収入金額」欄） 1 億 1219 万 1201 円

（イ）本件事業に係る必要経費（別紙 3 の別表 3 の「平成 20 年分」欄の「B 必要経費の金額」欄） 8229 万 2464 円

イ 総所得金額（別紙 3 の別表 3 の「平成 20 年分」欄の「総所得金額（①＋②＋③）」④欄） 2989 万 8737 円

上記金額は、上記アの事業所得の金額である。

ウ 所得控除額（別紙 3 の別表 3 の「平成 20 年分」欄の「所得金額から差し引かれる金額（⑥～⑫）」⑤欄） 202 万 1376 円

上記金額は、下記（ア）ないし（カ）の各金額を合計して算出した金額である。

（ア）社会保険料控除の金額（別紙 3 の別表 3 の「平成 20 年分」欄の「社会保険料控除」⑦欄） 81 万 7260 円

上記金額は、原告が平成 20 年中に支払った所得税法 74 条に規定する社会保険料の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成20年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「生命保険料控除」⑧欄） 5万円

上記金額は、原告が平成20年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条（平成22年法律第6号による改正前のもの。）の規定により算出した生命保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成20年分の所得税の確定申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である。

(ウ) 地震保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「地震保険料控除」⑨欄） 1万4116円

上記金額は、原告が平成20年中に支払った地震保険料の額について、所得税法77条の規定により算出した地震保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成20年分の所得税の確定申告書に記載された地震保険料控除の金額と同額である。

(エ) 配偶者控除の金額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「配偶者控除」⑩欄） 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者として、所得税法83条に規定する配偶者控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成20年分の所得税の確定申告書に記載された配偶者控除の金額と同額である。

(オ) 扶養控除の金額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「扶養控除」⑪欄） 38万円

上記金額は、子hを控除対象扶養親族として、所得税法84条（平成22年法律第6号による改正前のもの。）に規定する扶養控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成20年分の所得税の確定申告書に記載された扶養控除の金額と同額である。

(カ) 基礎控除の金額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「基礎控除」⑫欄） 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する基礎控除の金額である。

エ 課税総所得金額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「課税総所得金額（④－⑤）（1,000円未満切捨て）」⑬欄） 2787万7000円

上記金額は、上記イの総所得金額2989万8737円から上記ウの所得控除額202万1376円を控除して算出した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 課税総所得金額に対する税額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「算出税額」⑭欄） 835万4800円

上記金額は、上記エの課税総所得金額2787万7000円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

カ 住宅借入金等特別控除の額（別紙3の別表3の「平成20年分」欄「住宅借入金等特

別控除」⑮欄) 12万1700円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書に記載した住宅借入金等特別控除額とした12万1718円につき、措置法41条2項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

キ 納付すべき税額 (別紙3の別表3の「平成20年分」欄の「納付すべき税額 (⑮-⑰)」⑱欄) 823万3100円

上記金額は、上記オの課税総所得金額に対する税額835万4800円から上記カの住宅借入金等特別控除の額12万1700円を控除した金額 (ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。) である。

(3) 平成21年分の所得税

ア 事業所得の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「事業所得 (A-B) ①欄) 2618万3840円

上記金額は、下記(ア)の金額から下記(イ)の金額を控除して算出した金額である。

(ア) 本件事業に係る総収入金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「A 総収入金額」欄) 1億1462万8258円

(イ) 本件事業に係る必要経費の額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「B 必要経費の金額」欄) 8844万4418円

イ 総所得金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「総所得金額 (①+②+③)」④欄) 2618万3840円

上記金額は、上記アの事業所得の金額である。

ウ 所得控除額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「所得金額から差し引かれる金額 (⑥~⑫)」⑤欄) 191万2816円

上記金額は、下記(ア)ないし(カ)の各金額を合計して算出した金額である。

(ア) 社会保険料控除の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「社会保険料控除」⑦欄) 70万8700円

上記金額は、平成21年中に支払った所得税法74条に規定する社会保険料の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成21年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「生命保険料控除」⑧欄) 5万円

上記金額は、原告が平成21年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条 (平成22年法律第6号による改正前のもの。) の規定により算出した生命保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成21年分の所得税の確定申告書に記載された生命保険料控除の額と同額である。

(ウ) 地震保険料控除の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「地震保険料控除」⑨欄) 1万4116円

上記金額は、原告が平成21年中に支払った地震保険料の額について、所得税法77条の規定により算出した地震保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成21年分の所得税の確定申告書に記載された地震保険料控除の金額と同額である。

(エ) 配偶者控除の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「配偶者控除」⑩欄)

38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者として、所得税法83条に規定する配偶者控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成21年分の所得税の確定申告書に記載された配偶者控除の金額と同額である。

(オ) 扶養控除の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「扶養控除」⑪欄)

38万円

上記金額は、子hを控除対象扶養親族として、所得税法84条(平成22年法律第6号による改正前のもの。)に規定する扶養控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成21年分の所得税の確定申告書に記載された扶養控除の金額と同額である。

(カ) 基礎控除の金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「基礎控除」⑫欄)

38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する基礎控除の金額である。

エ 課税総所得金額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「課税総所得金額(④-⑤)(1,000円未満切捨て)」⑬欄) 2427万1000円

上記金額は、上記イの総所得金額2618万3840円から上記ウの所得控除額191万2816円を控除して算出した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

オ 課税総所得金額に対する税額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「算出税額」⑭欄) 691万2400円

上記金額は、上記エの課税総所得金額2427万1000円に所得税法89条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの。)に規定する税率を乗じて算出した金額である。

カ 住宅借入金等特別控除の額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「住宅借入金等特別控除」⑮欄) 11万5800円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書に記載した住宅借入金等特別控除額11万5809円につき、措置法41条2項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

キ 納付すべき税額 (別紙3の別表3の「平成21年分」欄の「納付すべき税額」⑯欄)

679万6600円

上記金額は、上記オの課税総所得金額に対する税額691万2400円から上記カの住宅借入金等特別控除の額11万5800円を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(4) 平成22年分の所得税

ア 事業所得の金額 (別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「事業所得の金額(A-B)」⑰欄) 4513万2484円

上記金額は、下記(ア)の金額から下記(イ)の金額を控除して算出した金額である。

- (ア) 本件事業に係る総収入金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「A 総収入金額」欄） 1億5522万1624円
- (イ) 本件事業に係る必要経費（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「B 必要経費の金額」欄） 1億1008万9140円
- イ 総所得金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「総所得金額（①+②+③）」④欄） 4513万2484円
- 上記金額は、上記アの事業所得の金額である。
- ウ 所得控除額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「所得金額から差し引かれる金額（⑥～⑫）」⑤欄） 207万0110円
- 上記金額は、下記（ア）ないし（カ）の各金額を合計した金額である。
- (ア) 社会保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「社会保険料控除」⑦欄） 86万1720円
- 上記金額は、原告が平成22年中に支払った所得税法74条に規定する社会保険料の金額である。
- なお、上記金額は、原告の平成22年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である。
- (イ) 生命保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「生命保険料控除」⑧欄） 5万円
- 上記金額は、原告が平成22年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条（平成22年法律第6号による改正前のもの。）の規定により算出した生命保険料控除の金額である。
- なお、上記金額は、原告の平成22年分の所得税の確定申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である。
- (ウ) 地震保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「地震保険料控除」⑨欄） 1万8390円
- 上記金額は、原告が平成22年中に支払った地震保険料の額について、所得税法77条の規定により算出した地震保険料控除の金額である。
- (エ) 配偶者控除の金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「配偶者控除」⑩欄） 38万円
- 上記金額は、戊を控除対象配偶者として、所得税法83条に規定する配偶者控除を適用した金額である。
- なお、上記金額は、原告の平成22年分の所得税の確定申告書に記載された配偶者控除の金額と同額である。
- (オ) 扶養控除の金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「扶養控除」⑪欄） 38万円
- 上記金額は、子hを控除対象扶養親族として、所得税法84条（平成22年法律第6号による改正前のもの。）に規定する扶養控除を適用した金額である。
- なお、上記金額は、原告の平成22年分の所得税の確定申告書に記載された扶養控除の金額と同額である。
- (カ) 基礎控除の金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「基礎控除」⑫欄）

38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する基礎控除の金額である。

- エ 課税総所得金額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「課税総所得金額（④－⑤）（1000円未満切捨て）」⑬欄） 4306万2000円

上記金額は、上記イの総所得金額4513万2484円から上記ウの所得控除額207万0110円を控除して算出した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

- オ 課税総所得金額に対する税額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「算出税額」⑭欄） 1442万8800円

上記金額は、上記エの課税総所得金額4306万2000円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

- カ 住宅借入金等特別控除の額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「住宅借入金等特別控除」⑮欄） 0円

原告が、平成22年分の所得税の確定申告書に記載した住宅借入金等特別控除額10万9681円につき、原告の平成22年分の合計所得金額（上記イ参照）が3000万円を超えるため、措置法41条1項の規定により、同控除の適用はない。

- キ 納付すべき税額（別紙3の別表3の「平成22年分」欄の「納付すべき税額」⑯欄） 1442万8800円

上記金額は、上記オの課税総所得金額に対する税額1442万8800円から上記カの住宅借入金等特別控除の額0円を控除した金額である。

(5) 平成23年分の所得税

- ア 事業所得の金額（別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「事業所得の金額（A－B）」⑰欄） 4899万2373円

上記金額は、下記（ア）の金額から下記（イ）の金額を控除して算出した金額である。

- （ア）本件事業に係る総収入金額（別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「A 総収入金額」欄） 1億4417万5287円

- （イ）本件事業に係る必要経費（別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「B 必要経費の金額」欄） 9518万2914円

- イ 総所得金額（別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「総所得金額（①＋②＋③）」⑱欄） 4899万2373円

上記金額は、上記アの事業所得の金額である。

- ウ 所得控除額（別紙3の別表3の「平成23年」欄の「所得金額から差し引かれる金額（⑥～⑫）」⑲欄） 144万6900円

上記金額は、下記（ア）ないし（エ）の各金額を合計して算出した金額である。

- （ア）社会保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「社会保険料控除」⑶欄） 63万6900円

上記金額は、原告が平成23年中に支払った所得税法74条に規定する社会保険料の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成23年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の金額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「生命保険料控除」⑧欄) 5万円

上記金額は、原告が平成23年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条(平成22年法律第6号による改正前のもの。)の規定により算出した生命保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成23年分の所得税の確定申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である。

(ウ) 配偶者控除の金額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「配偶者控除」⑩欄) 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者として、所得税法83条に規定する配偶者控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成23年分の所得税の確定申告書に記載された配偶者控除の金額と同額である。

(エ) 基礎控除の金額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「基礎控除」⑫欄) 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する基礎控除の金額である。

エ 課税総所得金額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「課税総所得金額(④-⑤)(1,000円未満切捨て)」⑬欄) 4754万5000円

上記金額は、上記イの総所得金額4899万2373円から上記ウの所得控除額144万6900円を控除して算出した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

オ 課税総所得金額に対する税額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「算出税額」⑭欄) 1622万2000円

上記金額は、上記エの課税総所得金額4754万5000円に所得税法89条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの。)に規定する税率を乗じて算出した金額である。

カ 住宅借入金等特別控除の額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「住宅借入金等特別控除」⑮欄) 0円

原告が、平成23年分の所得税の確定申告書に記載した住宅借入金等特別控除額10万3300円につき、原告の平成23年分の合計所得金額が3000万円を超えることから(上記イ参照)、措置法41条1項の規定により、同控除の適用はない。

キ 申告納税額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「申告納税額(⑬+⑭)(100円未満切捨て)」⑯欄) 1622万2000円

上記金額は、上記オの課税総所得金額に対する税額1622万2000円から上記カの住宅借入金等特別控除の額0円を控除して算出した金額である。

ク 予定納税額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「予定納税額」⑰欄) 16万6400円

上記金額は、原告が納付した、所得税法104条に規定する予定納税の額である。

なお、上記金額は、原告の平成23年分の所得税の確定申告書に記載された予定納税額(第1期分・第2期分)の金額と同額である。

ケ 納付すべき税額 (別紙3の別表3の「平成23年分」欄の「納付すべき税額」⑱欄)

1605万5600円

上記金額は、上記キの申告納税額1622万2000円から上記クの予定納税額16万6400円を控除して算出した金額である。

(6) 平成24年分の所得税

ア 事業所得の金額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「事業所得の金額（A－B）」①欄） 2998万6040円

上記金額は、下記（ア）の金額から下記（イ）の金額を控除して算出した金額である。

（ア）本件事業に係る総収入金額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「A 総収入金額」欄） 1億1011万6507円

（イ）本件事業に係る必要経費（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「B 必要経費の金額」欄） 8013万0467円

イ 総所得金額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「総所得金額（①+②+③）」④欄） 2998万6040円

上記金額は、上記アの事業所得の金額である。

ウ 所得控除額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「所得金額から差し引かれる金額（⑥～⑫）」⑤欄） 160万9473円

上記金額は、下記（ア）ないし（オ）の各金額を合計して算出した金額である。

（ア）医療費控除の金額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「医療費控除」⑥欄） 6万9473円

上記金額は、原告が平成24年中に医療費として支払った金額につき、所得税法73条の規定により算出した医療費控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成24年分の所得税の確定申告書に記載された医療費控除の金額と同額である。

（イ）社会保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「社会保険料控除」⑦欄） 73万円

上記金額は、原告が平成24年中に支払った所得税法74条に規定する社会保険料の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成24年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である。

（ウ）生命保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「生命保険料控除」⑧欄） 5万円

上記金額は、原告が平成24年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条の規定により算出した生命保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成24年分の所得税の確定申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である。

（エ）配偶者控除の金額（別紙3の別表3の「平成24年」欄の「配偶者控除」⑩欄） 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者として、所得税法83条に規定する配偶者控除を適用した金額である。

なお、上記金額は、原告の平成24年分の所得税の確定申告書に記載された配偶者控

除の金額と同額である。

(オ) 基礎控除の金額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「基礎控除」⑫欄)

38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する基礎控除の金額である。

エ 課税総所得金額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「課税総所得金額 (④-⑤) (1,000円未満切捨て)」⑬欄) 2837万6000円

上記金額は、上記イの総所得金額2998万6040円から上記ウの所得控除額160万9473円を控除して算出した金額 (ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。) である。

オ 課税総所得金額に対する税額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「算出税額」⑭欄) 855万4400円

上記金額は、上記エの課税総所得金額2837万6000円に所得税法89条1項 (平成25年法律第5号による改正前のもの。) に規定する税率を乗じて算出した金額である。

カ 住宅借入金等特別控除の額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「住宅借入金等特別控除」⑮欄) 9万6700円

上記金額は、原告が、平成24年分の所得税の確定申告書に記載した住宅借入金等特別控除額9万6734円につき、措置法41条2項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

キ 申告納税額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「申告納税額 (⑯+⑰)」⑱欄) 845万7700円

上記金額は、上記オの課税総所得金額に対する税額855万4400円から上記カの住宅借入金等特別控除の額9万6700円を控除した金額 (ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。) である。

ク 予定納税額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「予定納税額」⑲欄) 22万6400円

上記金額は、原告が納付した、所得税法104条に規定する予定納税の額である。

なお、上記金額は、原告の平成24年分の所得税の確定申告書に記載された予定納税額 (第1期分・第2期分) の金額と同額である。

ケ 納付すべき税額 (別紙3の別表3の「平成24年分」欄の「納付すべき税額 (⑱-⑲)」⑳欄) 823万1300円

上記金額は、上記キの申告納税額845万7700円から上記クの予定納税額22万6400円を控除して算出した金額である。

(7) 平成25年分の所得税等

ア 事業所得の金額 (別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「事業所得の金額 (A-B)」㉑欄) 1782万9462円

上記金額は、下記(ア)の金額から下記(イ)の金額を控除して算出した金額である。

(ア) 本件事業に係る総収入金額 (別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「A 総収入金額」欄) 6212万5464円

(イ) 本件事業に係る必要経費の額 (別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「B 必要経費の金額」欄) 4429万6002円

イ 不動産所得の金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「不動産所得の金額」②欄） 4万1300円

上記金額は、原告の平成25年分の不動産所得の金額である。

上記金額は、原告の平成25年分の所得税等の確定申告書に記載された不動産所得の金額と同額である

ウ 給与所得の金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「給与所得の金額」③欄） 192万円

上記金額は、株式会社iから原告に対し支給された給与の収入金額300万円につき、所得税法28条3項（平成26年法律第10号による改正前のもの。）の規定により計算した給与所得控除額108万円を控除した金額である。

上記金額は、原告の平成25年分の所得税等の確定申告書に記載された給与所得の金額と同額である。

エ 総所得金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「総所得金額（①+②+③）」④欄） 1979万0762円

上記金額は、上記アの事業所得の金額1782万9462円、上記イの不動産所得の金額4万1300円及び上記ウの給与所得の金額192万円を合計して算出した金額である。

オ 所得控除額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「所得金額から差し引かれる金額（⑥～⑫）」⑤欄） 125万円

上記金額は、下記（ア）ないし（ウ）の各金額を合計して算出した金額である。

（ア）社会保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「社会保険料控除」⑦欄） 82万円

上記金額は、原告が平成25年中に支払った所得税法74条に規定する社会保険料の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成25年分の所得税等の確定申告書に記載された社会保険料控除の金額と同額である。

（イ）生命保険料控除の金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「生命保険料控除」⑧欄） 5万円

上記金額は、原告が平成25年中に支払った生命保険料の額について、所得税法76条の規定により算出した生命保険料控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成25年分の確定申告書に記載された生命保険料控除の金額と同額である。

（ウ）基礎控除の金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「基礎控除」⑫欄） 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する基礎控除の金額である。

カ 課税総所得金額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「課税総所得金額（④－⑤）（1000円未満切捨て）⑬欄） 1854万円

上記金額は、上記エの総所得金額1979万0762円から上記オの所得控除額125万円を控除して算出した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

キ 課税総所得金額に対する税額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「算出税額」
⑭欄） 462万円

上記金額は、上記カの課税総所得金額1854万円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

ク 住宅借入金等特別控除の額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「住宅借入金等特別控除」
⑮欄） 4万4900円

上記金額は、措置法41条の2の2第1項に規定する年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の金額である。

なお、上記金額は、原告の平成25年分の所得税等の確定申告書に添付されている「平成25年分給与所得の源泉徴収票」に記載された住宅借入金等特別控除可能額である。

ケ 差引所得税額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「差引所得税額（⑭－⑮）」
⑯欄） 457万5100円

上記金額は、上記キの課税総所得金額に対する税額462万円から上記クの住宅借入金等特別控除の額4万4900円を控除して算出した金額である。

コ 復興特別所得税の額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「復興特別所得税額」
⑰欄） 9万6077円

上記金額は、上記ケの差引所得税額457万5100円に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）13条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

サ 申告納税額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「申告納税額」
⑱欄） 467万1100円

上記金額は、上記ケの差引所得税額457万5100円に上記コの復興特別所得税の額9万6077円を加算して算出した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

シ 予定納税額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「予定納税額」
⑲欄） 17万2600円

上記金額は、原告が納付した、所得税法104条に規定する予定納税の額である。

なお、上記金額は、原告の平成25年分の所得税等の確定申告書に記載された予定納税額（第1期分・第2期分）の金額と同額である。

ス 納付すべき税額（別紙3の別表3の「平成25年分」欄の「納付すべき税額（⑱－
⑲）」
⑳欄） 449万8500円

上記金額は、上記サの申告納税額467万1100円から上記シの予定納税額17万2600円を控除して算出した金額である。

2 本件各課税期間の消費税等に係る更正処分の根拠について

被告が、本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 平成23年課税期間の消費税等

ア 課税標準額（別紙3の別表10の「平成23年課税期間」欄の「課税標準額（C）」
欄） 1億3718万8000円

上記金額は、本件事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額1億3718万8902円に

- つき、通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた金額である。
- イ 課税標準額に対する消費税額 548 万 7520 円
 上記金額は、上記アの課税標準額 1 億 3718 万 8000 円に消費税法 29 条（平成 24 年法律第 68 号による改正前のもの。）に規定する税率 100 分の 4 を乗じて算出した金額である。
- ウ 控除対象仕入税額（別紙 3 の別表 11 の「平成 23 年課税期間」欄の「控除対象仕入税額（D）」欄） 257 万 4508 円
 上記金額は、本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額 6758 万 0861 円につき、消費税法 30 条 1 項（平成 24 年法律第 68 号による改正前のもの。）の規定により 105 分の 4 を乗じて算出した金額である。
 なお、平成 23 年課税期間の課税売上割合は、下記（ア）の金額 1 億 3718 万 8902 円のうちに下記（イ）の金額 1 億 3718 万 8902 円の占める割合 100 分の 100 であり、100 分の 95 以上であるため、課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税額の全額が控除対象仕入税額となる。
- （ア）資産の譲渡等の対価の額の合計額 1 億 3718 万 8902 円
 平成 23 年課税期間中においては、消費税法 6 条 1 項の規定による非課税とされる資産の譲渡等の取引はなかったことから、上記金額は、下記（イ）の課税資産の譲渡等の対価の額と同額となる。
- （イ）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 1 億 3718 万 8902 円
 上記金額は、本件事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額である（別紙 3 の別表 10 の「平成 23 年課税期間」欄の「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（B）」欄）。
- エ 差引税額 291 万 3000 円
 上記金額は、上記イの課税標準額に対する消費税額 548 万 7520 円から、上記ウの控除対象仕入税額 257 万 4508 円を控除して算出した金額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- オ 中間納付税額 53 万 9000 円
 上記金額は、原告が、平成 23 年課税期間中に納付した消費税の中間納付税額である。
 なお、当該金額は、原告の平成 23 年課税期間の消費税等の確定申告書に記載された中間納付税額と同額である。
- カ 納付すべき消費税額 237 万 4000 円
 上記金額は、上記エの差引税額 291 万 3000 円から上記オの中間納付税額 53 万 9000 円を控除して算出した金額である。
- キ 地方消費税の課税標準となる消費税額 291 万 3000 円
 上記金額は、上記エの差引税額 291 万 3000 円である。
- ク 譲渡割額 72 万 8200 円
 上記金額は、上記キの地方消費税の課税標準となる消費税額 291 万 3000 円に地方税法 72 条の 83（平成 24 年法律第 69 号による改正前のもの。）に規定する税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額（ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- ケ 中間納付譲渡割額 13 万 4700 円

上記金額は、原告が平成23年課税期間中に納付した中間納付譲渡割額である。

なお、当該金額は、原告の平成23年課税期間の消費税等の確定申告書に記載された中間納付譲渡割額と同額である。

コ 納付すべき地方消費税額 59万3500円

上記金額は、上記クの譲渡割額72万8200円から上記ケの中間納付譲渡割額13万4700円を控除して算出した金額である。

(2) 平成24年課税期間の消費税等

ア 課税標準額（別紙3の別表10の「平成24年課税期間」欄の「課税標準額（C）」欄） 1億0482万2000円

上記金額は、本件事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額1億0482万2140円につき、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 419万2880円

上記金額は、上記アの課税標準額1億0482万2000円に消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの。）に規定する税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別紙3の別表11の「平成24年課税期間」欄の「控除対象仕入税額（D）」欄） 231万0457円

上記金額は、本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額6064万9497円につき、消費税法30条1項（平成24年法律第68号による改正前のもの。）の規定により105分の4を乗じて算出した金額である。

なお、平成24年課税期間の課税売上割合は、下記（ア）の金額1億0482万2140円のうちに下記（イ）の金額1億0482万2140円の占める割合100分の100であり、100分の95以上であるため、課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税額の全額が控除対象仕入税額となる。

（ア）資産の譲渡等の対価の額の合計額 1億0482万2140円

平成24年課税期間中においては、消費税法6条1項の規定による非課税とされる資産の譲渡等の取引はなかったことから、上記金額は、下記（イ）の課税資産の譲渡等の対価の額と同額となる。

（イ）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 1億0482万2140円

上記金額は、本件事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額である（別紙3の別表10の「平成24年課税期間」欄の「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（B）」欄）。

エ 差引税額 188万2400円

上記金額は、上記イの課税標準額に対する消費税419万2880円から、上記ウの控除対象仕入税額231万0457円を控除して算出した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 中間納付税額 50万2800円

上記金額は、原告が、平成24年課税期間中に納付した消費税の中間納付税額である。

なお、当該金額は、原告の平成24年課税期間の消費税等の確定申告書に記載された中間納付税額と同額である。

カ 納付すべき消費税額 137万9600円

上記金額は、上記エの差引税額188万2400円から上記オの中間納付税額50万2800円を控除して算出した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる消費税額 188万2400円

上記金額は、上記エの差引税額188万2400円である。

ク 譲渡割額 47万0600円

上記金額は、上記キの地方消費税の課税標準となる消費税額188万2400円に地方税法72条の83（平成24年法律第69号による改正前のもの。）に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ケ 中間納付譲渡割額 12万5700円

上記金額は、原告が平成24年課税期間中に納付した中間納付譲渡割額である。

なお、当該金額は、原告の平成24年課税期間の消費税等の確定申告書に記載された中間納付譲渡割額と同額である。

コ 納付すべき地方消費税額 34万4900円

上記金額は、上記クの譲渡割額47万0600円から上記ケの中間納付譲渡割額12万5700円を控除して算出した金額である。

(3) 平成25年課税期間の消費税等

ア 課税標準額（別紙3の別表10の「平成25年課税期間」欄の「課税標準額（C）」欄） 5916万7000円

上記金額は、本件事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額5916万7108円につき、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 236万6680円

上記金額は、上記アの課税標準額5916万7000円に消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの。）に規定する税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別紙3の別表11の「平成25年課税期間」欄の「控除対象仕入税額（D）」欄） 100万3496円

上記金額は、本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額2634万1788円につき、消費税法30条1項（平成24年法律第68号による改正前のもの。）の規定により105分の4を乗じて算出した金額である。

なお、平成25年課税期間の課税売上割合は、下記（ア）の金額5916万7108円のうちに下記（イ）の金額5916万7108円の占める割合100分の100であり、100分の95以上であるため、課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税額の全額が控除対象仕入税額となる。

（ア）資産の譲渡等の対価の額の合計額 5916万7108円

平成25年課税期間中においては、消費税法6条1項の規定による非課税とされる資産の譲渡等の取引はなかったことから、上記金額は、下記（イ）の課税資産の譲渡等の対価の額と同額となる。

（イ）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 5916万7108円

上記金額は、本件事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額である（別紙3の別表10

の「平成25年課税期間」欄の「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（B）」欄。

エ 差引税額 136万3100円

上記金額は、上記イの課税標準額に対する消費税額236万6680円から、上記ウの控除対象仕入税額100万3496円を控除して算出した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 中間納付税額 47万6400円

上記金額は、原告が、平成25年課税期間中に納付した消費税の中間納付税額である。
なお、当該金額は、原告の平成25年課税期間の消費税等の確定申告書に記載された中間納付税額と同額である。

カ 納付すべき消費税額 88万6700円

上記金額は、上記エの差引税額136万3100円から上記オの中間納付税額47万6400円を控除して算出した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる消費税額 136万3100円

上記金額は、上記エの差引税額136万3100円である。

ク 譲渡割額 34万0700円

上記金額は、上記キの地方消費税の課税標準となる消費税額136万3100円に地方税法72条の83（平成24年法律第69号による改正前のもの。）に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ケ 中間納付譲渡割額 11万9100円

上記金額は、原告が平成25年課税期間中に納付した中間納付譲渡割額である。
なお、当該金額は、原告の平成25年課税期間の消費税等の確定申告書に記載された中間納付譲渡割額と同額である。

コ 納付すべき地方消費税額 22万1600円

上記金額は、上記クの譲渡割額34万0700円から上記ケの中間納付譲渡割額11万9100円を控除して算出した金額である。

3 小括

前記1及び2のとおり、原告の平成19年分の所得税における納付すべき税額は同年分の更正処分の額を上回り、また、平成20年分ないし平成25年分の所得税又は所得税等及び本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額は各年分又は本件各課税期間の更正処分と同額である。

4 本件各更正処分の適法性

本件各更正処分は、いずれもその法定申告期限から7年を経過する前に行われているところ、原告に、「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ」た事実が認められるのであれば、通則法70条4項の規定に基づき、本件各年分の所得税又は所得税等の法定申告期限から7年を経過する日まで更正をすることができ、かつ、前記1、2で述べたとおり、原告の平成19年分の所得税における納付すべき税額は同年分の更正処分の額を上回り、また、平成20年分ないし平成25年分の所得税又は所得税等及び本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額はいずれも各年分又は本件各課税期間の更正処分と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法となる。

本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 加算税に関する規定等

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した額に相当する過少申告加算税を課す旨規定し、同条2項は、過少申告加算税が課される場合において、修正申告又は更正により納付すべき税額が期限内申告税額相当額又は50万円のいずれか多い金額を超えるときは、過少申告加算税の額は、同条1項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

また、通則法68条1項は、過少申告加算税の賦課要件に該当する場合において、納税者とその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した額に相当する重加算税が課される旨規定している。

(2) 本件各年分の所得税に係る重加算税及び過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠

ア 平成19年分の所得税に係る重加算税の額 242万5500円

上記金額は、平成19年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額693万6300円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成20年分の所得税に係る重加算税の額 285万2500円

上記金額は、平成20年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額815万4600円から、通則法施行令（ただし、平成28年政令第156号による改正前のもの。以下同じ。）28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額100円を控除した税額815万4500円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成21年分の所得税に係る重加算税の額 234万5000円

上記金額は、平成21年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額670万1300円から、通則法施行令28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額100円を控除した税額670万1200円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成22年分の所得税に係る重加算税の額及び過少申告加算税の額

(ア) 重加算税の額 492万4500円

上記金額は、平成22年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額1

417万9000円から、通則法施行令28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額10万8900円を控除した税額1407万0100円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 過少申告加算税の額 1万円

上記金額は、平成22年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額のうち、通則法施行令28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額10万8900円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

オ 平成23年分の所得税に係る重加算税の額及び過少申告加算税の額

(ア) 重加算税の額 551万9500円

上記金額は、平成23年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額1588万2300円から、通則法施行令28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額10万3300円を控除した税額1577万9000円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 過少申告加算税の額 1万円

上記金額は、平成23年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額のうち、通則法施行令28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額10万3300円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

カ 平成24年分の所得税に係る重加算税の額 287万円

上記金額は、平成24年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき所得税の額820万4000円から、通則法施行令28条1項の規定に基づいて、隠ぺいし又は仮装されていない事実に基づき計算した税額100円を控除した税額820万3900円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

キ 平成25年分の所得税等に係る重加算税の額 158万9000円

上記金額は、平成25年分の所得税等の更正処分により新たに納付すべき所得税の額454万0700円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(3) 本件各課税期間の消費税等に係る加算税賦課決定処分の根拠

ア 平成23年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額 29万4000円

上記金額は、平成23年課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の額238万4100円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端

数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額23万8000円に、上記新たに納付すべき消費税等の額23万84100円のうち、同課税期間の期限内申告税額125万7100円を超える部分に相当する金額112万7000円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した金額5万6000円を加算した金額である。

イ 平成24年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額 11万6000円

上記金額は、平成24年課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の額116万1800円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成25年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額 13万5500円

上記金額は、平成25年課税期間の消費税等の更正処分により新たに納付すべき消費税等の額110万7300円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額11万円に、上記新たに納付すべき消費税等の額110万7300円のうち、同課税期間の期限内申告税額59万6500円を超える部分に相当する金額51万0800円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した金額2万5500円を加算した金額である。

(4) 本件における加算税賦課決定処分の適法性について

本件事業の収益ないし対価の帰属先が原告であるとする、原告は、本件各年分及び本件各課税期間分の各確定申告書において、納付すべき税額を過少に申告していたことになるが、本件各処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、その更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものはない。

そして、本件各年分の所得税又は所得税等の各確定申告書において、本件事業に係る事業所得の金額が過少に申告されたことについて、通則法68条1項の重加算税の賦課要件を満たしていると認められるとすると、通則法65条1項及び2項並びに68条1項の各規定に基づき原告に賦課されるべき加算税の額は、上記(2)及び(3)のとおりとなる。これらの金額は、いずれも本件各賦課決定処分における重加算税の額及び過少申告加算税の額(別紙3の別表1、2参照)と同額であるから、本件各年分の所得税又は所得税等に係る加算税賦課決定処分及び本件各課税期間の消費税等に係る加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

別紙 3

別表 1 課税の経緯 (所得税等)

(単位:円)

年分	区分		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目							
平成 19 年 分	年月日		平成20年3月13日	平成27年3月18日	平成27年5月7日	平成27年8月3日	平成27年9月2日	平成29年7月25日
	総所得金額	①	4,500,000	26,242,448	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	総所得金額の内訳 事業所得の金額	②	4,500,000	26,242,448				
	所得控除額	③	1,354,460	1,368,676				
	課税総所得金額	④	3,145,000	24,873,000				
	課税総所得金額に対する税額	⑤	217,000	7,153,200				
	住宅借入金等特別控除の額	⑥	127,415	127,400				
	申告納税額 (⑤-⑥)	⑦	89,500	7,025,800				
	納付すべき税額	⑧	89,500	7,025,800				
重加算税の額	⑨		2,435,500					
平成 20 年 分	年月日		平成21年3月13日	平成28年3月11日	平成28年5月2日	平成28年7月29日	平成28年8月25日	平成29年7月25日
	総所得金額	①	5,000,000	29,898,737	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	総所得金額の内訳 事業所得の金額	②	5,000,000	29,898,737				
	所得控除額	③	2,021,376	2,021,376				
	課税総所得金額	④	2,978,000	27,877,000				
	課税総所得金額に対する税額	⑤	200,300	8,354,800				
	住宅借入金等特別控除の額	⑥	121,718	121,700				
	申告納税額 (⑤-⑥)	⑦	78,500	8,233,100				
	納付すべき税額	⑧	78,500	8,233,100				
重加算税の額	⑨		2,852,500					
平成 21 年 分	年月日		平成22年3月12日	平成28年3月11日	平成28年5月2日	平成28年7月29日	平成28年8月25日	平成29年7月26日
	総所得金額	①	5,000,000	26,183,840	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	総所得金額の内訳 事業所得の金額	②	5,000,000	26,183,840				
	所得控除額	③	1,912,816	1,912,816				
	課税総所得金額	④	3,087,008	24,271,000				
	課税総所得金額に対する税額	⑤	211,200	6,912,400				
	住宅借入金等特別控除の額	⑥	115,809	115,800				
	申告納税額 (⑤-⑥)	⑦	95,300	6,796,600				
	納付すべき税額	⑧	95,300	6,796,600				
重加算税の額	⑨		2,345,000					
平成 22 年 分	年月日		平成23年3月11日	平成29年1月16日	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	総所得金額	①	6,001,217	45,132,484				
	総所得金額の内訳 事業所得の金額	②	6,001,217	45,132,484				
	所得控除の金額	③	2,065,915	2,070,110				
	課税総所得金額	④	3,935,000	43,062,000				
	課税総所得金額に対する税額	⑤	359,500	14,428,800				
	住宅借入金等特別控除の額	⑥	109,681	0				
	申告納税額 (⑤-⑥)	⑦	249,800	14,428,800				
	納付すべき税額	⑧	249,800	14,428,800				
	過少申告加算税の額	⑨		10,000				
重加算税の額	⑩		4,924,500					

年分	区分		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目							
平成 23 年分	年月日		平成24年3月14日	平成29年1月16日	/	/	平成29年3月29日	平成29年7月25日
	総所得金額		① 5,799,800	48,992,373				
	総所得金額の内訳 事業所得の金額		② 5,799,800	48,992,373				
	所得控除額		③ 1,446,900	1,446,900				
	課税総所得金額		④ 4,352,000	47,545,000				
	課税総所得金額に対する税額		⑤ 443,000	16,222,000				
	住宅借入金等特別控除の額		⑥ 103,300	0				
	申告納税額 (⑤-⑥)		⑦ 339,700	16,222,000				
	予定納税額		⑧ 166,400	166,400				
	納付すべき税額 (⑦-⑧)		⑨ 173,300	16,055,600				
	過少申告加算税の額		/	10,000				
重加算税の額		5,519,500						
平成 24 年分	年月日		平成25年3月13日	平成29年1月15日	/	/	平成29年3月29日	平成29年7月25日
	総所得金		① 5,500,000	29,986,040				
	総所得金額の内訳 事業所得の金額		② 5,500,000	29,986,040				
	所得控除額		③ 1,609,473	1,609,473				
	課税総所得金額		④ 3,890,000	28,376,000				
	課税総所得金額に対する税額		⑤ 360,500	8,554,400				
	住宅借入金等特別控除の額		⑥ 96,734	96,700				
	申告納税額 (⑤-⑥)		⑦ 253,700	8,457,700				
	予定納税額		⑧ 226,400	226,400				
	納付すべき税額 (⑦-⑧)		⑨ 27,300	8,231,300				
	重加算税の額		⑩	2,870,000				
平成 25 年分	年月日		平成26年3月23日	平成29年1月16日	/	/	平成29年3月29日	平成29年7月25日
	総所得金額 (②+③+④)		① 3,952,611	19,790,762				
	総所得金額の内訳	事業所得の金額	② 1,991,311	17,829,462				
		不動産所得の金額	③ 41,300	41,300				
		給与所得の金額	④ 1,920,000	1,920,000				
	所得控除額		⑤ 1,250,000	1,250,000				
	課税総所得金額		⑥ 2,702,000	18,540,000				
	課税総所得金額に対する税額		⑦ 172,700	4,620,000				
	住宅借入金等特別控除の額		⑧ 44,900	44,900				
	復興特別所得税額		⑨ 2,683	96,077				
	申告納税額 (⑦-⑧+⑨)		⑩ 130,400	4,671,100				
	予定納税額		⑪ 172,600	172,600				
	納付すべき税額(注) (⑩-⑪)		⑫ △42,117	4,498,500				
重加算税の額		⑬	1,589,000					

(注) 納付すべき税額欄に「△」表示が付された金額については、還付金の額に相当する税額を示している。

別表2 課税の経緯（消費税等）

(単位:円)

課税期間	区分 項目		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	審査請求	裁決
			年月日	平成24年 3月13日	平成29年 1月16日	平成29年 3月29日
平成 23年 課税 期間	課税標準額	①	125,714,000	137,188,000	全部取消し	棄却
	課税標準額に対する消費税額	②	5,028,560	5,487,520		
	控除対象仕入税額	③	4,022,848	2,574,508		
	差引税額 (②-③)	④	1,005,700	2,913,000		
	中間納付税額	⑤	539,000	539,000		
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	466,700	2,374,000		
	地方消費税の課税標準 となる諸費税額(④)	⑦	1,005,700	2,913,000		
	譲渡割額	⑧	251,400	728,200		
	中間納付譲渡割額	⑨	134,700	134,700		
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	116,700	593,500		
	消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	583,400	2,967,500		
	過少申告加算税の額	⑫		294,000		
平成 24年 課税 期間	課税標準額	①	98,952,000	104,822,000	全部取消し	棄却
	課税標準額に対する消費税額	②	3,958,080	4,192,880		
	控除対象仕入税額	③	3,005,000	2,310,457		
	差引税額 (②-③)	④	953,000	1,882,400		
	中間納付税額	⑤	502,800	502,800		
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	450,200	1,379,600		
	地方消費税の課税標準 となる消費税額(④)	⑦	953,000	1,882,400		
	譲渡割額	⑧	238,200	470,600		
	中間納付譲渡割額	⑨	125,700	125,700		
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	112,500	344,900		
	消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	562,700	1,724,500		
	過少申告加算税の額	⑫		116,000		
平成 25年 課税 期間	課税標準額	①	61,929,000	59,167,000	全部取消し	棄却
	課税標準額に対する消費税額	②	2,477,160	2,366,680		
	控除対象仕入税額	②	1,999,960	1,003,496		
	差引税額 (②-③)	④	477,200	1,363,100		
	中間納付税額	⑤	476,400	476,400		
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	800	886,700		
	地方消費税の課税標準 となる消費税額(④)	⑦	477,200	1,363,100		
	譲渡割額	⑧	119,300	340,700		
	中間納付譲渡割額	⑨	119,100	119,100		
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	200	221,600		
	消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	1,000	1,108,300		
	過少申告加算税の額	⑫		135,500		

別表3 各年分の所得税又は所得税等の額（被告主張額）

(単位：円)

項目	年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分
事業所得の金額（A-B）	①	27,370,189	29,898,737	26,183,840	45,132,484	48,992,373	29,986,040	17,829,462
A総収入金額		89,239,420	112,191,201	114,628,258	155,221,624	144,175,287	110,116,507	62,125,464
（内訳）売上金額		89,239,420	112,191,201	114,628,258	155,212,632	144,020,648	110,043,195	62,121,270
雑収入		—	—	—	8,992	154,639	73,312	4,194
B必要経費の金額		61,869,231	82,292,464	88,444,418	110,089,140	95,182,914	80,130,467	44,296,002
不動産所得の金額	②	—	—	—	—	—	—	41,300
給与所得の金額	③	—	—	—	—	—	—	1,920,000
総所得金額（①+②+③）	④	27,370,189	29,898,737	26,183,840	45,132,484	48,992,373	29,986,040	19,790,762
所得金額から差し引かれる金額（⑥～⑫）	⑤	1,365,576	2,021,376	1,912,816	2,070,110	1,446,900	1,609,473	1,250,000
医療費控除	⑥	—	—	—	—	—	69,473	—
社会保険料控除	⑦	164,460	817,260	708,700	861,720	636,900	730,000	820,000
生命保険料控除	⑧	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
地震保険料控除	⑨	14,116	14,116	14,116	18,390	—	—	—
配偶者控除	⑩	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	—
扶養控除	⑪	380,000	380,000	380,000	380,000	—	—	—
基礎控除	⑫	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額（④-⑤） （1,000円未満切捨て）	⑬	26,001,000	27,877,000	24,271,000	43,062,000	47,545,000	28,376,000	18,540,000
算出税額	⑭	7,604,400	8,354,800	6,912,400	14,428,800	16,222,000	8,554,400	4,620,000
住宅借入金等特別控除	⑮	127,400	121,700	115,800	0	0	96,700	44,900
差引所得税額（⑭-⑮）	⑯	7,477,000	8,223,100	6,796,600	14,428,800	16,222,000	8,457,700	4,575,100
復興特別所得税額	⑰	—	—	—	—	—	—	96,077
申告納税額（⑯+⑰） （100円未満切捨て）	⑱	7,477,000	8,223,100	6,796,600	14,428,800	16,222,000	8,457,700	4,671,100
予定納税額	⑲	—	—	—	—	166,400	226,400	172,600
納付すべき税額（⑱-⑲）	⑳	7,477,000	8,223,100	6,796,600	14,428,800	16,055,600	8,231,300	4,498,500

別表4 平成19年分の所得税の経緯

(単位：円)

区分 項目	確定申告額	更正処分量	被告主張額
①事業所得の金額(A-B)	4,500,000	26,242,448	27,370,189
A 総収入金額	—	89,239,420	89,239,420
B 必要経費	—	62,996,972	61,869,231
②総所得金額(①)	4,500,000	26,242,448	27,370,189
③ 所得金額から差し引かれる金額 (④～⑨)	1,354,460	1,368,576	1,368,576
④ 社会保険料控除	164,460	164,460	164,460
⑤ 生命保険料控除	50,000	500,000	50,000
⑥ 地震保険料控除	12,058	14,116	14,116
⑦ 配偶者控除	380,000	380,000	380,000
⑧ 扶養控除	380,000	380,000	380,000
⑨ 基礎控除	380,000	380,000	380,000
⑩ 課税所得金額(②-③) (1,000円未満切捨て)	3,145,000	24,873,000	26,001,000
⑪ 算出税額	217,000	7,153,200	7,604,400
⑫ 住宅借入金等特別控除	127,415	127,400	127,400
⑬ 差引所得税額	89,585	7,025,800	7,477,000
⑭ 申告納税額 (100円未満切捨て)	89,500	7,025,800	7,477,000
⑮ 納付すべき税額	89,500	7,025,800	7,477,000

(注) 課税所得金額(⑩欄)は、①の額から③の額を控除した金額を1,000円未満の端数を切り捨てた後の額、申告納税額(⑭)は、差引所得税額(⑬)を100円未満の端数を切り捨てた後の額である。

別表 5 から別表 1 1 まで省略